



図3 抱牡丹紋鋳(乗物 部分)



図2 抱牡丹紋
(乗物 隅金具 部分)



図1 紋直しの抱牡丹紋
(乗物 棧 部分)



図6 牡丹b(雛道具 見台 部分)



図5 牡丹b(乗物 飾り金具 部分)



図4 牡丹b(乗物 棒 部分)



図9 紋直しの牡丹紋(蓑箱 部分)



図8 紋直しの牡丹紋
(薬通箱 部分)



図7 牡丹a(乗物 屋根 部分)



図11 紋直しの葵紋(黒棚 部分)

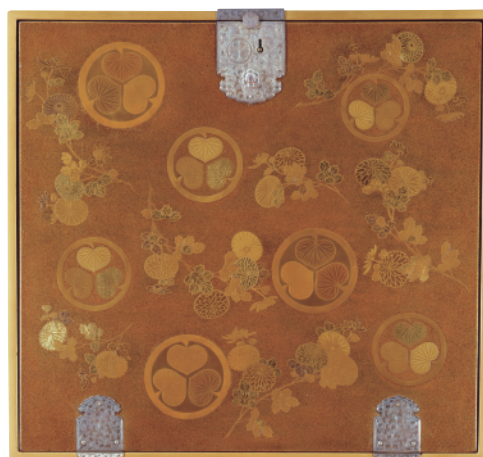


図10 紋直しの葵紋(茶箆筒 部分)



図13 Bタイプ 大角赤手箱 蓋表



図12 Aタイプ 元結箱 蓋表



図14 Cタイプ 十二手箱 蓋表



図16 Dタイプ 提重 重箱 蓋表



図15 Dタイプ 煙草盆 見込



図19 鏡台(Cタイプ) 葵紋



図18 大角赤手箱(Bタイプ) 葵紋



図17 元結箱(Aタイプ) 葵紋



図22 提重 重箱(Dタイプ) 葵紋



図21 煙草盆(Dタイプ) 葵紋



図20 挟箱(Dタイプ) 葵紋



図24 双六盤 外箱 蓋表 葵紋・十二裏菊紋



図23 双六盤 引手金具 部分 十二裏菊紋



図25 鞍 後輪 部分



図26 菊折枝蒔絵雛道具 見台 部分

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

はじめに

- 一 俊恭院福君の生涯と婚礼
- 二 菊折枝蒔絵調度の全容と伝来
- 三 福君の婚礼準備
- 四 紋直しと製作年代をめぐる問題
おわりに

はじめに

徳川美術館には、寛永十六年（一六三九）に三代將軍家光の長女千代姫が尾張徳川家二代光友に嫁いだ際に持参した国宝「初音の調度」を筆頭に、尾張徳川家以下、「尾張家」と略称する。）に婚嫁した夫人たちの婚礼調度が数多く所蔵されており、記録により所用者が判明する例も少なくない。本稿で取り上げる「菊折枝蒔絵調度」（以下、本文中は「菊折枝調度」と略称する。）もその一つで、天保七年（一八三六）に尾張家十一代斉温なりはるの継室として近衛

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

吉川 美穂

家から嫁いだ福君（二八二〇〜四〇）の婚礼調度であるが、その一部に同じく近衛家から宝暦二年（一七五二）に嫁いだ九代宗睦むねちかの正室・好君たかきみ（一七三〇〜七八）の婚礼調度が混在していることが道具帳から判明している。^{（一）}総体を梨子地として、菊の折枝を散らした意匠に、尾張徳川家の葵紋と近衛家の抱牡丹紋だいきぼたんもんの両家の家紋が付いた菊折枝調度は、貝桶をはじめ乗物や挟箱などの行列道具や三棚飾り・化粧道具・香道具・文房具・飲食器など八十件余りに上る。本調度のミニチュアである「菊折枝蒔絵雛道具」と、梨子地に抱牡丹紋のみを散らした「抱牡丹紋散蒔絵雛道具」、その他の雛道具の約百二十件も伝存し、総数は二百件を超え、現存する江戸時代の大名婚礼調度として最大の規模を誇る。ただし、調度品を子細に見ると、梨子地の色合いや、蒔絵や金具における金銀の使用の割合、菊折枝の文様の量感や密度の精粗に差が認められる。後述のように、蒔絵による家紋の大半に付け直しの痕跡が見受けられ、さらに好君の時代を遡る古様な調度も散見されることから、単純に好君の婚礼調度がそのまま福君に引き継がれたとは認められない複雑な伝来状況が推察される。

また、婚礼調度は「嫁入り道具」と呼ばれるように、実家から持参する印象が強いが、將軍家や大名家の場合、「待請道具」として嫁ぎ先で用意されることもある。福君の婚礼準備に際して尾張家と近衛家で取り交わされた書状類、福君歿後の婚礼調度の取り扱いの状況からみる限り、菊折枝調度は尾張家側が用意した待請道具であつた可能性が高い。

本稿では、天保期における大名と公家との婚姻の一事例として福君の婚姻事情を紐解きつつ、菊折枝調度の全容を明らかにすることで大名婚礼調度の製作・利用状況についても考察を深めていきたい。

一 俊恭院福君の生涯と婚礼

福君の生涯を振り返る前に、まず、夫である尾張家十一代斉温（一八一九～三九）の経歴を紹介しておきたい。斉温は、文政二年（一八一九）五月二十九日、十一代將軍家斉の十九男として生まれた。幼名を直七郎といい、同五年六月十三日に数え四歳で、継嗣のなかった尾張家十代斉朝の養嗣子となった。九月二日には田安家三代斉匡の娘愛姫（一八一八～三二）と縁組し、同八年に結納を交わした。同九年五月に元服すると、家斉の偏諱を拝領して斉温と称し、同十年に斉朝の隠居を受けて、わずか九歳で家督を継ぎ、翌十一年十一月十一日に十歳で十一歳の愛姫と婚礼を挙げた。しかし、この結婚は天保三年（一八三二）十二月七日に愛姫が十五歳で病歿したため、四年で終わった。その四年後、天保七年に継室として嫁いだのが福君である。

斉温が襲封したとき、すでに藩財政は窮乏しており、前年の文政九年における藩の収支は『片岡喜平治御用向覚書』によれば、金で五万三千三百十

八両余、米で三千五十三石余の不足をきたしたという⁽²⁾。さらに天保四年から凶作が続いて米価が高騰し、飢饉と疫病の流行で名古屋城下でも多数の死者が出た。

福君の婚礼が行われた天保七年は、まさに財政難と長引く天災の影響下にあつた。尾張藩士・奥村得義（一七九三～一八六二）が著した『松の葉日記』には、福君の婚礼にあたり幕府から拝借金一万両を受け、総額で五万両を費やしたと記されている⁽³⁾。同九年には、父家斉が隠居する江戸城西之丸が火災で焼失し、その再建のため、当初は名古屋・白鳥木場の貯木八万本余りの提供だけで許されるはずだったが、これに九万二千九百二十五両に上る献金と、これまで手付かずだった尾張領の裏木曾から良質の檜を献上したため、藩財政はさらに悪化し、家臣や領民への負担が増大した。

斉温は天保十年に二十一歳で亡くなるまで十二年間、病弱を理由に一度も国許の尾張に入国せず、藩政を成瀬・竹腰両家年寄（付家老）をはじめとする重臣らに任せきりであつたため、専横が目立ち始めた両家年寄への批判と藩主斉温への不満が高まった。死去に際して嗣子不在だったことから、尾張家からの独立を議論む成瀬正住と幕府によって相続が強行され、異母兄に当たる將軍家斉の十一男で、当時田安家四代当主となつていた斉荘が斉温の跡を継いだことにより、斉温に続く將軍家からの「押しつけ養子」として尾張藩士からの強い反発を招いた。

続いて福君の経歴について紹介したい。福君の年齢は斉温の一つ年下で、文政三年十月十九日に京都の摂家・鷹司政熙の第二十二子として生まれ、「豊君」と名付けられた。父の政熙は子福者で、名前が知られる子女だけでも二十四子を数えた⁽⁴⁾。福君の実姉には仁孝天皇の女御となつた繁子（新皇嘉門院）と祺子（新朔平門院）、実妹に十三代將軍家定の最初の正室と

表1 近衛家から尾張徳川家へ嫁いだ姫君

名	法号	生歿年・享年	婚姻年・婚姻年齢
あこぎみ 安己君	こうりんいん 光雲院	宝永元年(1704)～ 享保10年(1725) 22歳	享保3年(1718) 15歳
夫：6代継友 元禄5年(1692)～享保15年(1730)			
たかぎみ 好君	てんりょういん 転陵院	享保15年(1730)～ 安永7年(1778) 49歳	宝暦2年(1752) 23歳
夫：9代宗睦 享保17年(1732)～寛政11年(1799)			
さちぎみ 福君	しゅんきょういん 俊恭院	文政3年(1820)～ 天保11年(1840) 21歳	天保7年(1836) 17歳
夫：11代斉温 文政2年(1819)～天保10年(1839)			

表2 尾張徳川家から近衛家へ嫁いだ姫君

名	法号	生歿年・享年	婚姻年・婚姻年齢
よりぎみ 頼君	れいじゅいん 霊樹院	享保13年(1728)～ 宝暦10年(1760) 33歳	延享3年(1746) 19歳
許婚：九条植基 享保10年(1725)～寛保3年(1743) 夫：近衛内前 享保13年(1728)～天明5年(1785)			
としひめ 俊姫	れんしょういん 蓮沼院	安永9年(1780)～ 寛政2年(1792) 13歳	寛政2年(1792) 縁組 13歳
許婚：近衛基前 天明3年(1783)～文政3年(1820)			
つなひめ 維姫(維君)	いがくしんいん 維学心院	天明5年(1785)～ 弘化4年(1847) 63歳	
夫：前田斉広 天明2年(1782)～文政7年(1824)			享和2年(1802) 18歳 文化3年離縁
夫：近衛基前 天明3年(1783)～文政3年(1820)			文化5年(1808) 24歳

なった任子(有君 天保十二年十一月婚姻)がおり、そのほかにも姉妹が伏見宮家・閑院宮家といった宮家や加賀前田家・蜂須賀家といった有力大名家に嫁いでいる。

「俊恭院女君御行状」によれば、福君は文政十一年十一月三日に数え九歳で近衛家に引き取られ、翌十二年二月十一日には近衛基前(証常樂院 一七八三～一八二〇)とその正室・維学心院維君(琴姫・維姫とも 一七八五～一八四七)の実子として正式に養女となり、「祥君」と名を改めた。福君が近衛家に引き取られた時、養父の基前はすでにこの世になく、福君は未亡

人である維学心院に養育された。維学心院の実父は、尾張家八代宗勝の五男で、後に分家・高須松平家七代を継いだ松平勝当(義当)である。維学心院は天明五年(一七八五)に勝当の子として生まれ、寛政七年(一七九五)に父の兄に当たる尾張家九代宗睦の養女となり、享和三年(一八〇三)前田斉広に嫁いだ。文化三年(一八〇六)に自身の病気を理由に離縁、その後文化五年に近衛基前に再嫁している。福君の義兄近衛忠熙(一八〇八～一八九八)は、幕末に公武合体派として活躍、十三代將軍家定に三番目の御台所として嫁いだ天璋院篤姫の養父でもあった。

福君は、実父より五歳で書、六歳で和歌、七歳で舞楽を学んで稽古に励んだ。十歳から近衛家の御用役・大津小左衛門に就いて四書五經を学び始めたが、十二、三歳で修学するほど記憶力に優れていたという。十一歳となった天保元年には実父より「定子」の諱を進ぜられ、同年から和歌を一条閑白(忠良)に学んだ。忠良歿後は冷泉家に入門して詠歌にいそしみ、江戸下向後も毎日五、六首を詠むことを心懸けていたため、箏箏は和歌の詠草であふれるほどであったという。養母維学心院からは琴と点茶の嗜みの手ほどきを受ける一方で、社寺参詣の物見遊山に出歩くこともなく、「謹厚」な性格であったという。天保四年には「文久子」の名を改め、「福君」と称したと「俊恭院女君御行状」にある。

天保六年二月二十五日に斉温と福君の縁組が幕命により仰出されると、京都の近衛家と尾張家との間で江戸下向と婚礼に向けての折衝が行われた。なお、尾張家と近衛家は維学心院・福君のみならず、度々婚姻関係を結んだ間柄でもあった(表1・2)。尾張家側の窓口は、維学心院付の尾張藩士・尾崎八右衛門(忠征 一八一〇～一八九〇)で、近衛家

家司の吉村伊勢介・清水玄蕃允などと書状のやりとりを頻繁に行い、着々と準備が進められた(「福君縁組控」⁽⁷⁾)。

天保七年九月二十三日に京都で付家老の成瀬正壽の嫡男正住を使者として結納が行われると、江戸下向への準備は大詰めを迎え、十月二日に福君は禁裏へ暇乞いに向かった。実姉の繁子・祺子が相次いで仁孝天皇の女御となった関係から、福君は幼い頃より禁裏へたびたび参上しており、暇乞いでは天皇に黄銅の花活・花台、親王(後の孝明天皇)に鶴蒔絵春日形の卓・岩亀の香炉、敏宮・経宮に人形、准后(祺子)に小衝立、お付きの女官らに綸子や帯・反物・金子などを献上した。⁽⁸⁾ また天皇からは六歌仙手鑑と机、親王からは桑の書棚、准后からは十牀和歌巻や真綿・経師張の文箱などを拝領した。⁽⁹⁾ またこれに先立つ九月十四日には仙洞御所へ暇乞いに向かい、仙洞(光格上皇)へ花瓶・花台、大宮(新清和院)へ衝立、女官らには反物等を献上、仙洞からは原在明が袋棚の絵を描いた書棚・伊勢物語・伽羅・檜扇を、大宮からは三部抄・机・講釈文庫・縮緬、欽宮から煙草盆・経師張の文庫を拝領した。⁽¹⁰⁾

十月四日に北野天満宮で首途^{かして}の式を行うと、その二日後の同月六日が出立の日である。福君の嫁入り行列は、福君付の女中五十二人をはじめ、名古屋から迎えに上がった用人の玉置小平^{たまき}太をはじめ尾張藩士七十九名、日雇いの駕籠舁・道具運搬の人夫なども加えて総勢千人を数えたといい、その様子は「福君江戸下向行列図」(徳川美術館蔵)に克明に描かれている。

行列は中山道・美濃路を経て、十一日に名古屋城へ到着した。名古屋城で福君は前藩主十代斉朝との対面を果たし、原在明筆「石清水臨時祭礼図巻」三巻を進上した。⁽¹¹⁾ 十五日に名古屋を発って東海道を下り、二十八日に江戸市ヶ谷の上屋敷に到着した。京都から江戸まで実に二十三日がかりの

大移動であった。

そして、十一月九日には市ヶ谷上屋敷で斉温との婚儀が執り行われた。婚儀の様子については史料がなく詳細は不明だが、斉温と先妻・愛姫との婚礼の次第⁽¹²⁾が残されており、福君の婚儀も同様に進められたと想像される。

福君の婚礼は、斉温にとっては再縁であり、「福君縁組控」には「中納言^{ちゅうなごん}様御再縁之義ニも候得者 御婚礼式も御手輕之調ニ付 其余之儀も万端右に准じ御省略取斗候」とあり、再縁のため婚礼を「手輕」にしたいという尾張家側の意向があった。⁽¹³⁾ 一方で、「松の葉日記」には福君の江戸下向の際、行列に同行する藩士は衣服や身の回りの品々をすべて新調し、また駕籠舁や人夫には揃いの看板(中間・小者が着る丈の短い衣服)を貸し与え、尾張家の威信をかけ、行粧には華美が尽くされたとある。しかし、婚礼の供を命ぜられた藩士は諸道具や衣服を新調するにも自費だったため、退役や転役を願ひ出る者さえ出たという。また米価高騰のなか、宿代の上限を設けたために、宿屋が不利益を被ったとして、「御役人衆の行装のみきらひやかにて下々の痛むを顧り見給ハさるハ 第一犬山侯の御心不仁におはします故なるへし 此御婚礼の御行末いか、有るらん」と、奥村は婚礼を取り仕切った成瀬正壽を批判し、婚礼の行末を危ぶんでいる。⁽¹⁴⁾

このように当初から不安要素を抱えた結婚であったが、婚嫁後の福君は夫斉温とも前藩主斉朝の実母・乗蓮院とも仲は良好と伝えられ、京都から伴った女中とともに香や生花を嗜む穏やかな日々を送り、結婚生活は順調にゆくかに見えた。しかし、奥村の危惧が的中したかのように、三年後に斉温が病に倒れる。福君は丹精を尽くして看病に努め、神仏に祈ったが、その甲斐なく斉温は天保十年三月十日に二十一歳で薨去し、尾張家の菩提寺建中寺に葬られた。わずか三年の結婚生活であった。福君は落飾^{しゅくし}して俊

恭院と名を改め、持病の瘰癧^{しやづけ}の療養と夫の菩提を弔うため尾張に移り住むことを望んだ。幕府の許可を得て、同年八月九日に江戸を発ち、木曾路を通じて、名古屋に二十四日に到着、名古屋城三之丸御屋形に入った。三之丸御屋形は、江戸城大奥と同様、福君の居住空間をはじめ女中の詰所・住居のほか、男性の役人が詰める広敷向を備えていたとみられ、「尾城三之丸隅御屋形御住居聖聡院様俊恭院様御附衆之員」によれば、福君付の役人は広敷用人の矢部彦右衛門・浦井小左衛門の二人を筆頭に、下男にいたるまで計百五十一人を数えた¹⁵。女中の数は不明だが、福君の御屋形での新生活は二百人を優に超える役人・女中で運営されていたとみられる。以降、建中寺に参詣して斉温の菩提を弔い、名古屋城在住の前藩主斉朝や国入りした十二代齊荘とも茶の湯を行い、また近衛家の老女村岡を名古屋城で出迎えたことが記録に見える¹⁶。藩主未亡人としての役割を果たしながら、尾張で安穩な日々を送るはずであったが、一年も経たない翌十一年六月十一日に病が悪化し、九月二十九日にわずか二十一歳の生涯を閉じた。遺骸は斉温と同じ建中寺に葬られた。

二 菊折枝調度の全容と伝来

福君が歿した翌天保十二年（一八四一）には、尾張の御細工所が中心となって名古屋城三之丸御屋形に遺された数々の諸道具の整理が順次行われた。その際の道具帳が「天保十二丑年俊恭院様御道具帳（什器旧原簿第九号、以下「福君道具帳」と称する。）である。「福君道具帳」は、御屋形の賄所や福君付の用人が管理していた金簞笥や錢箱・状箱などの①「諸色帳」に始まり、御膳所が管理していた火事羽織や看板などの②「御諸色」、また

御屋形の用人から細工頭へと引き渡された際に整理された③「銀器御道具帳」・④「六道具帳」・⑤「五道具帳」¹⁷・⑥「御膳所道具」・⑦「天児御道具帳」・⑧「御賄所御道具」・⑨「御道中御雪隠御道具」・⑩「御行列御道具帳」・⑪「御道具帳」・⑫「御雛御道具帳」¹⁸・⑬「内家局江引渡候分俊恭院様御道具帳」¹⁹など用途や部署ごとにまとめられた道具帳が合綴されている。このうち⑩「御行列御道具帳」以下に菊折枝調度が列記され、整理番号をはじめ意匠や附属品が一致することから、本調度が福君の所用品であったことが確認できる。ただし、「福君道具帳」所収の広敷用人の矢部彦右衛門・浦井小左衛門連名の書付によれば、道具帳に書き上げる以前に、梨子地の膳部類は江戸表（江戸上屋敷の表向）の老女に伺いを立て、福君の供養に用いる「霊具」として建中寺に奉納、また福君が生前に使用して古びた道具や書物・到来物・反物等は逝去の際、御付の女中や役人等に分与したという。このように福君所用の道具の一部は歿後まもなく奉納・分与されており、生前の所用道具が全て記載されているわけではないものの、婚嫁からわずか五年の時点の記録であることから、福君の婚礼調度の大部分が記載されているとみてよいだろう。

また、「福君道具帳」には「転陵院様御初御道具帳（什器旧原簿第十二号、以下「好君道具帳」と称する。）も合綴されている。そこには転陵院すなわち尾張家九代宗睦の正室好君所用をはじめ各種の蒔絵調度類が記載されており、その中にも菊折枝調度の記事が見える。好君は近衛家久の娘で、延享四年（一七七七）に宗睦との縁組が仰出され、宝暦二年（一七五二）三月四日に結納を行い、同月十五日に京都発駕、翌四月一日に市ヶ谷屋敷に到着、同月十三日に婚儀を挙げた。宗睦との間に治休・治興という二人の男子を設けたが、治休が安永二年（一七七三）、治興が同五年に若くして亡くなり、

好君も安永七年八月二十八日に病氣のため江戸で歿した。四十九歳であった。「好君道具帳」は、表紙に「東幸分相廻候」の文言、また巻末に「巳九月」があることから、明治二年（一八六九）に東京から国許の尾張へ運搬された際の道具リストとして整理されたものとみられ、菊折枝蒔絵と雛道具を書き上げた^⑭「転陵院様御道具」と^⑮「地並御道具」と題した道具目録二種などから成る。

いずれも、婚礼当初ではないものの、菊折枝調度の所用者がそれぞれ福君・好君であると証明できる一次史料である。本稿では、福君が歿した直後の天保十二年の記録として「福君道具帳」のうち、^⑩「御行列御道具帳」・^⑪「御道具帳」を翻刻し、「好君道具帳」の記載作品とともに、徳川美術館所蔵品との対照表を示した（翻刻1・2、表3）。

^⑩「御行列御道具帳」には輿をはじめ二十件が記載され、そのうち七件（件数は道具帳に基づく、以下同）が現存し、当初は輿だけでも菊折枝蒔絵と蜀江蒔絵、山奥の三挺があったことが知られる。また^⑪「御道具帳」は菊折枝調度のほか砂物鉢や屏風など七十一件を数え、そのうち五十二件が現存する。^⑫「御雛御道具帳」は抱牡丹紋蒔絵と菊折枝蒔絵が混在しているものの記載の八十九件（棚道具まで数えれば百十七件）のうち七十件（同じく九十八件が現存している。「好君道具帳」には^⑭「転陵院様御道具」に調度類四十七件、雛道具二十件、^⑮「地並御道具」に二十三件の計九十件が記載されるが、大半が明治四年（一八七二）から六年にかけて売立や下賜の対象となっており、現存するのは当初の一割程度の十件である。

このほか、徳川美術館の所蔵品には両道具帳に記載されない菊折枝調度類が二十七件確認される。これらは別の道具帳に記載され、両道具帳の記載品とは別に管理されていたとみられるが、各道具帳には現存しない作例

も含まれている（表4）。これらが当初より一揃いであったかどうかは記録の上では確認できないものの、蒔絵の意匠や様式などが共通し、一連の菊折枝調度とみなされる。

表4のうち大きな一群としては、明治初年にまとめられた什器原簿第十号「什器目録」十九冊のうち第十三冊の「大奥残道具 初音道具」記載品で、これによれば表4の3花台から28提重までが「大奥残道具」として長持の三番・四番に入れられ一括して伝わったことがわかる。また42長刀拵・43長刀は建中寺宝蔵で管理されていた。また46及六盤から49棗までは、江戸で管理されていたためか道具帳に記載はないが、いずれも大正十年（一九二二）に尾張家から売立てられたことが売立目録から明らかで、近年の寄贈・購入によって所蔵品となった。

現存作品と照らし合わせてみても、「福君道具帳」と「好君道具帳」にそれぞれの道具は重複することなく記載されており、またこれ以外にも名古屋と江戸の各所で管理されていた道具も含めれば、総数三百二十件に上り、江戸時代には膨大な数量の道具が存在していたことが改めて確認できた。

このほか、尾張家との関連を示す記録はないものの「菊折枝蒔絵色紙箱・短冊箱」（京都・三時知恩寺蔵）、「菊折枝蒔絵硯箱」（京都・泉涌寺蔵）も蒔絵の仕様や文様から一連の作例と目されている^⑯。

ところで、両道具帳は菊折枝調度が好君・福君の所用品であることを証する一方で、いずれも後世の書き込みがあり、各調度がその後どのような伝来をたどったかも明らかとなる。「福君道具帳」のうち^⑩「御行列御道具帳」・^⑪「御道具帳」の冒頭にある貼紙墨書（翻刻参照）によれば、福君の歿後十一年が過ぎた嘉永四年（一八五二）七月に福君の道具類が一括して江

戸表へ回送された。さらに、このうち昆布箱をはじめ十六件が安政二年（二八五）に十二代齊荘の娘利姫（一八三六～八五）の引移御用すなわち婚礼調度とされている。⁽²³⁾ 道具の再利用を示す事例だが、その際には必ずしも道具一式ではなく、鏡や齒黒染の下水（童子）・渡金、茶弁当の燭風炉といった金工品を中心に一部の内容品のみ再利用も散見される。⁽²⁴⁾ また安政六年には蜀江蒔絵の輿（乗物）はじめ茶弁当などが「御簾中様御用」すなわち十五代茂徳の正室政姫（一八三八～一九〇九）の道具として再利用されている。⁽²⁵⁾

⑫「御雛御道具帳」にも冒頭に墨書と貼札があり、これによれば嘉永五年に尾張で誕生した十四代慶勝の娘栄姫の初節供に用いるために雛道具一式が広敷へ渡された。しかし、翌年栄姫が早世したため差し戻され、その後安政四年に同じく慶勝の娘道姫（一八五六～七五）の「御雛以御用」とするため、改めて広敷用人に引き渡されている。

婚礼調度は、姫君の個人財産とされ、歿後には実家に戻される例も多いが、好君・福君の婚礼調度は、そのまま婚家である尾張家に遺されて御細工所で整理され、後に続く同家の姫君や正室の道具として再利用が行われている。

翻って福君の婚礼を考えてみると、前章で述べたような財政難のなか、福君の婚礼調度がすべて新調されたとは考え難く、道具帳が示す以上にかのり部分において好君の婚礼調度から大半を受け継ぎ再利用した可能性が非常に高いことが推測される。

三 福君の婚礼準備

ここで、再び福君の婚礼準備に話を戻そう。近衛家伝来の古記録類を保

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

存管理する陽明文庫には福君の婚礼に関する詳細な史料が残されており、このうち「福君縁組控」および「福君様御縁談一式 義」「福君様御縁談一式 礼」をはじめ書状類などから福君の婚礼準備の様相を時系列で追うことができる。これらの史料には、両家の間で取り交わされる年中の贈答儀礼の対象者・時期・贈答品にはじまり、結納や首途式、京都立立の日時、道中の行程や宿泊地、福君付の男性の役人・女中の人数やその扱いなど、多方面にわたり子細な交渉の経過と取り決めが記録されているが、本稿では婚礼調度製作にかかわる金銭や物品のやりとり注目して検証していきたい。

まず、天保七年（一八三六）四月には、近衛家側から尾張家側の窓口である尾崎八右衛門に、「御首途御道中御行列御用御道具類」すなわち京都出立前に行う首途式と江戸下向に用いる行列道具を近衛家に廻してくれるように依頼、また婚礼準備にかかる御用脚金がいくら同家に送られるかなどの問い合わせがされている。⁽²⁷⁾ 御用脚金はなかなか届かなかったようで、六月五日にも近衛家側から請求した記録が残る。これに対する尾張家側からの回答は左記の通りである（「福君縁組控」）。

別紙御用脚金之義 御先例ハ金貳千両近衛様江被進候処 今般御再縁之義ニも候得者 御婚礼式も万端御手輕ニ可被為整旨 兼而被 仰出之趣も有之且 福君様御下向御用意等 維学心院様御手前ニ而為御取斗相成候哉も難斗候間 金千五百両 御同所様江被進相成事ニ候 右之趣程能御家司へ可被申聞置候 就夫 福君様御召服等出来方之義 此表女中より申越反物類御小道具等 当三月中御買上相成候分御入用金四百八拾貳両貳式貳朱 銀六匁貳分 頃日 維学心院様へ別段被進相成 右ハ金御下

向ニ付御入用之品ニ可有之候 付而者 千五百両与相来候而者 式千両程之被進候ニ相当候ニ付 前形千五百両之内ニ而四百八十二両余引除殘金千十七両一步 銀毫匁三分相渡候間 右之趣 維学心院様江も憚り被申上 表方へ八千五百両被進候様 書付等ニ而御達相成候様可被取斗候 尤表方ニも御用三石御入用可有候哉 左候ハ、右金子表方へ相廻候義者双方申相次第 御家を為ても今般之御物入莫大之事ニ付 右之趣を以御入用ニ而 程能打合差引相渡候 金高ニ而何連ニも御用意相整候様可被取斗候

但金子請取方之義ハ於尾州可被申達候

六月

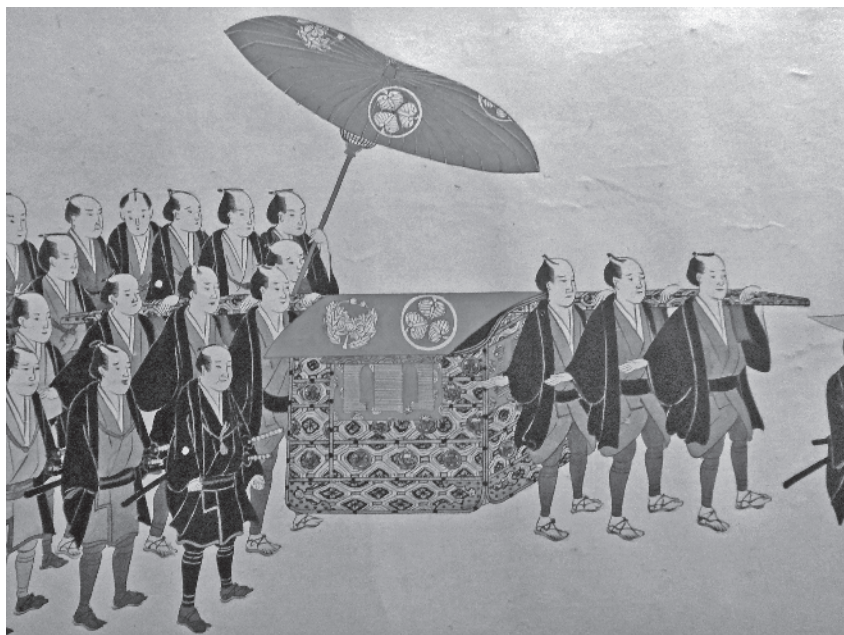
近衛家へ渡す御用脚金は、好君の先例に従えば二千両となるところ、この結婚は斉温にとつては再縁であり、婚礼のすべてにわたり手輕にとの仰出のため、千五百両となる旨が述べられている。しかし、この回答に先立つ書状では、福君の御召服・手道具は尾張家側で準備するとあり、すでに三月には表方の女中が福君の反物類・小道具などを買上げた。物価高もあり、その金額が「金四百八拾式両式歩式朱 銀六匁三分」となり、これを千五百両から差し引いた金額が「金千十七両一步銀毫匁三分」である。維学心院には憚られるので、あくまで額面は千五百両とし、千両の送金で了解して欲しいことが苦し紛れに述べられている。なお、この前後の書状では、代替案として福君の縁組に伴い、尾張家から維学心院宛で近衛家へ毎年合力金二百両を送ることが提示されている。⁽²⁹⁾ 結局、婚礼間近の九月晦日になって尾張家から近衛家へ千両が送られたのだが、先例では二千両だった御用脚金が福君の婚礼では半額に減額されたことになり、尾張家の苦し

い財政事情が垣間見える。⁽³⁰⁾

一方、近衛家側から婚礼に際し、事前に京都へ送るように依頼のあった行列道具については、挟箱・長刀・緋傘・茶弁当などであったことが、四月十四日付の書状からわかる。⁽³¹⁾ このなかには福君用の輿はなく、近衛家側で網代輿を新調する手筈となっていたが、七月になって尾崎八右衛門より福君の乗る輿は「塗輿」にし、すでに製作に取り掛かっている網代輿は替輿（代替用の輿）にするとの尾張の役所からの方針が伝えられた。⁽³²⁾ 結局、尾張家から行列道具が届けられたのは、首途式の三日前となる十月三日である。⁽³³⁾ このときは挟箱や長刀などのほか、山道用とみられる山輿が届けられ、さらに京都出立前日の五日になって蜀江蒔絵の輿が届けられた。⁽³⁴⁾ これに新調した網代輿が加わり、最終的に六日の出立には、「御輿御塗輿蒔絵 御替輿網代覆花色牡丹葵 御替輿^{同覆}御山輿」の三挺が揃えられたことが行列書からわかる。⁽³⁵⁾ 福君はこのうち塗輿である蜀江蒔絵乗物に乗輿して江戸に下向したのであった。実際、「福君江戸下向行列図」には、蜀江蒔絵乗物が葵紋と抱牡丹紋を大きくあらわした緋色の日覆をつけ、緋傘を差し掛けられて進む様子が描かれている（挿図1）。

福君の輿については、「松の葉日記」にも左記の通り述べられている。

一 御輿ハ転院様御召之御料を今度御ふき立に成て御譲り被遊御用ニ成ニき 此御輿初而出来之時ハ金千両懸り候ト也 惣金ニ而拵たる物ト也 一説ニ今度御城御多門^{何れに納居候哉}より御差出しニ成拭ひ候はかりにて御用に立と成 下小田井御小休^ハ被召之ト云ニ漆のつやもぬけ減金の金具ハ光り甚おとなしく大かた御紋直しの金具の様に相見したり 屋ねニハ猩々緋の日覆ニ御紋ニツ、ありし様に見たり



挿図1 福君江戸下向行列図 乗物部分

十月十一日の名古屋入城にあたり、福君は近郊の下小田井しもおたいで小休止を取った際、京都出立時とはまた別の輿に乗り替えた。転陵院すなわち好君の召料で漆を拭き直して譲られたという「惣金」の輿である。当初の製作費には千両が掛かり、名古屋城多聞櫓内にあったのを持ち出して再利用したため、漆の艶も抜け、鍍金の金具の光り方も控えめで、御紋直しの金具

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

のように見えたという。意匠には触れられていないが、この好君の輿とは「福君道具帳」から、総梨子地の菊折枝蒔絵の輿に当たると考えてよいだろう。

しかし、十月十五日の名古屋城出立時には福君はさらに別の輿に乗り換えたようで、「松の葉日記」には「今日ハ立涌雲形之蒔絵御輿ニ被為召候是ハ此間之御紋直しの御輿トハ違ひ少し廉なる方路頭ハ被召之にや」とある。立涌雲形蒔絵の輿で、入城時の輿に比べて廉つべく見えたという。つまり、福君の江戸下向には、少なくとも蜀江蒔絵・網代・山輿・菊折枝蒔絵・立涌雲形蒔絵の計五挺の輿が用意されたのであった。このうち菊折枝蒔絵とみられる輿は、記録の上では下小田井から名古屋城までおよそ五キロ、わずか一里余りの道中で使用されたのみで、他の輿とは別格の扱いであった。婚礼行列はいわば政治的デモンストレーションであり、国許においては名古屋城入城が一番の見せ場であったはずである。菊折枝蒔絵乗物は「惣金」すなわち総梨子地であるため、十一代藩主の継室にふさわしい格式の高さをあらわす輿として特別視され、いざという見せ場だけに使用されたとみられる。

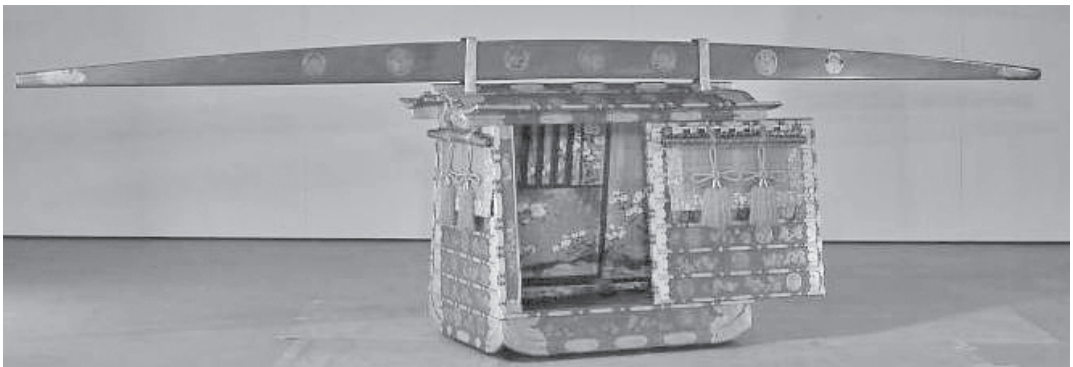
こうした史料が示す諸事情から勘案するに、少なくとも福君の行列道具は、実家である近衛家ではなく、婚家の尾張家で用意された「待請道具」であり、しかも乗物は新調ではなく既存の道具を再利用して調えられたとみてよいだろう。近衛家側では、禁裏への贈答品(下賜品も含む)をはじめ、夫となる斉温へ婚礼の贈り物として「刀銘和泉守国清」「鳳凰蒔絵白銀造毛抜形太刀拵」(いずれも徳川美術館蔵)を進上するため、既存の太刀拵を補修して調えたことなどが知られるが、菊折枝調度(36)のような大揃えの婚礼調度の製作、あるいはこれらが江戸へと運搬された形跡はない。また前章

で述べたように、福君歿後に遺された婚礼調度のほとんどが実家に戻されることなく、尾張家の御細工所で整理され、後に続く尾張家の夫人や子女の道具に再利用されたのも、婚礼調度製作の主体、すなわち出資先が尾張家であったことに理由が求められよう。尾張家の六十二万石に対し、近衛家は三千石に満たない家領であり、財政的には格段の差がある。大名家と公家との婚姻にあたっては、好君の時には二千両、福君の時には実質千両の御用脚金と呼ばれる支度金が近衛家へ渡されたように、公家への財政的援助が行われ、大揃えの婚礼調度は「待請道具」として大名家側で製作されていたと考えられる。

四 紋直しと製作年代をめぐる問題

第二章で述べたように、婚礼調度の再利用自体は少なくなく、他にも再利用の事例が報告されている。⁽³⁸⁾とりわけ、輿すなわち乗物は再利用率が高かったとみられ、尾張家でも近衛家に嫁いだ福君の義母・維学心院の黒塗牡丹唐草蒔絵乗物が歿後に尾張家へ返却され、十四代慶勝の正室矩姫の婚礼調度として再利用されている。⁽³⁹⁾

また後年の記録となるが、『南紀徳川史』には、文久二年（一八六二）の紀伊徳川家十四代茂承と伏見宮家の倫宮の婚礼にあたり、「御道具向」として「御婚礼御道具之事左記御広敷御用人より政府へ提出書に達れば可成御有物を御用ひ不得止分のみ新調たるを知るべし」と、既存の婚礼調度はできる限り再利用し、止むを得ない場合に限り新調するとの方針が示された。再利用の候補となったのは、文化十三年（一八一六）に紀伊徳川家十一代斉順の正室となった豊姫の「葵紋竹菱蒔絵調度」であった。⁽⁴⁰⁾



挿図2 菊折枝蒔絵乗物

菊折枝調度もすでに指摘がある通り、⁽⁴¹⁾好君の婚礼調度を福君の婚礼調度として再利用した一例といえるが、先述した「松の葉日記」の記事で、注意を要する点がある。それは福君入城時の輿が「御紋直しの御輿」であったとの文言である。「紋直し」すなわち家紋の付け直しは、再利用に伴い必然的に行われ、決して珍しい事象ではない。しかし、好君は福君と同じ近衛家出身で尾張家に嫁いでいるため、記事の通り、輿が単純に好君から福君へ譲られたとするならば、紋直しの必要は生じないはずである。しかし、現存する菊折枝蒔絵乗物（挿図2）の家紋を熟視すると、蒔絵による抱牡丹紋の円内の梨子地の色合いが一段明るく、梨子地粉の密度も周囲とは異なる（図1）。金具についても、金鍍金で魚々子地に唐草と葵・抱牡丹の両紋が打ち出されているが、このうち抱牡丹紋は周囲と色合い

が異なり、魚々子が乱れ、打ち直されたようにも見える(図2)。また丸鉾も抱牡丹紋は葵紋に比べ、周囲に疵が付いているため、打ち直しの可能性が高い(図3)。実はこうした紋直しは、乗物に限ったことではなく、菊折枝調度の大半に見受けられる。雛道具を除き、菊折枝蒔絵の現存作品だけを抜き出し、どれほど紋直しが行われているかを表5にまとめた。なお、表3に挙げた道具帳の記録と現存作品とを照合する限り、家紋に異同はなく、道具帳記載後には少なくとも紋直しがなかったとみられることを付け加えておく。家紋は、両紋すなわち葵紋と抱牡丹紋の両方が付くか、もしくは葵紋のみかに二分され、総数八十六件のうち、両紋付は三十六件、葵紋付は五十件で、圧倒的に葵紋付が多い。両紋が付くのは行列道具および厨子棚・黒棚・書棚といった棚道具、貝桶、鏡台といった、婚礼調度のなかでも婚儀で人目に触れることの多い調度である。ちなみに抱牡丹紋のみが付く例は婚礼調度にはなく、抱牡丹紋散蒔絵雛道具に限られる。

なお、婚礼調度の尾張家製作説を裏付け、紋直しをうかがわせる史料として、「尾崎八右衛門書状 吉村伊勢介・清水玄蕃允宛 (天保七年) 四月十二日付」(陽明文庫蔵)がある。⁽⁴⁾

以手紙得御意候 然者 福君様御道具之内御紋附候分有之候付 御紋本
大中小御取調御廻被下候様 自尾州申越候間 早行御廻被下候得度 如此
御届候 以上

四月十二日

福君の道具に「御紋」を付けるにあたり、その見本帳である「御紋本」を送ってほしいとの尾張家からの依頼状である。「福君縁組控」には、こ

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

の要請を受けて近衛家からの返答(天保七年四月二十日付)が左記の通り記される。⁽⁴⁾

四月廿日

一 御紋形御治定之本紙大中小三枚 尾崎八右衛門ニ相渡 尤牡丹古形を以書写ス 高槻主水認片書アリ下画之墨塗形也 尋常之御紋也

但し是迄福君様御紋ハ牡丹少々違ひ枝なし牡丹の處 今度普通の牡丹ニ御改被進候也

大中小の家紋の紙形三枚を尾張家側の尾崎八右衛門へ渡した。その家紋は高槻主水が描いた墨塗で「古形」の抱牡丹紋である。福君の御紋はこれまで牡丹が少し違って枝のない「枝なし牡丹」であったが、今度の家紋は普通の牡丹紋としている。図を伴わないので詳細はわからないが、実際、乗物には二種の抱牡丹紋が確認できる。一つは牡丹の葉で取り囲んだ輪の中の上部に葉を二枚あらわし、輪の中の空間が少ないタイプ(図1 牡丹aとする)、もう一つは内側の二枚の葉がなく、牡丹の周囲にリング状に枝葉を巡らせ、輪の中の空間が広いタイプ(図4 牡丹bとする)である。「枝なし牡丹」とは、おそらく牡丹bのようなタイプを指すと思われるが、数が少なく、乗物の抱牡丹紋のうち棒(図4)と飾り金具(図5)のみ、このほか菊折枝蒔絵雛道具(図6)と三時知恩寺蔵の色紙箱・短冊箱だけに確認できるのみである。乗物および色紙箱・短冊箱には牡丹紋の付け直しの跡が確認されるが、雛道具の家紋は付け直しではなく、当初からこの牡丹bを採用しているとみられる。なかでも乗物の牡丹紋のうち図1〜5は付け直しとみられるが、屋根部分には当初からの牡丹紋が確認でき(図7)、また

一部の葵紋にも付け直しの痕跡が見受けられる。このように付け直しの様子は調度によってさまざまであるため、表5から菊折枝調度の紋直しの傾向として、次の三点を指摘しておく。

- ①行列道具に抱牡丹紋の付け直し(牡丹a)が多い。そのほか守掛・大文箱・薬通箱・貝桶・鏡台に同様の紋直しが見受けられる(図8・9)。
- ②全体的には両紋付か葵紋付かにかかわらず、葵紋の紋直しが多い。その場合、葵紋の大きさに大小があり、大の方に紋直しの痕跡が認められる(図10・11)。

③紋直しは梨子地に限定され、村梨子地・蠟色塗・黒塗には見受けられない。

繰り返しになるが、好君の道具をそのまま再利用したのであれば、紋直しは必要ではない。とりわけ①で指摘したように、行列道具や貝桶など婚儀の中核となる調度に抱牡丹紋の紋直しが行われていることから考慮して、安永七年(二七七八)の好君の歿後から、天保七年(一八三六)福君の婚礼までの間に少なくとも一度は別の姫君の婚礼調度として利用され、別の家紋が付けられていた可能性が高い。この間で浮上する該当者は、寛政十一年(二七九九)に十代斉朝の正室として嫁いだ將軍家斉の娘淑姫(二七八九、一八一七)と、文政十一年(一八二八)に斉温の先妻として嫁した田安斉匡の娘愛姫の二人である。⁽⁴⁴⁾ 蒔絵の婚礼調度は、婚家の家格によってその仕様が定められており、なかでも梨子地は最も高い格式を誇る仕様として、將軍家および御三家御三卿に嫁した正室の婚礼調度にのみ許された。⁽⁴⁵⁾ ③の指摘の通り、梨子地のみ紋直しが行われていることから、より高い格式が求められる尾張家の正室の待請道具として再利用されたとみてよいだろう。候補の二人は、いずれも実家は將軍家・田安家で、家紋は葵である。②の

指摘は、両紋付の家紋のうち、抱牡丹紋を葵紋に付け直して、葵紋のみとしたと考えれば、辻褄が合う。さらに①に指摘した点は、両紋↓葵紋↓両紋と紋直しを行ったと考えられる。福君の婚礼時にはすべての婚礼調度を両紋には付け替えず、主要な調度のみ抱牡丹紋とし、大半を葵紋のままとしたのではないだろうか。また、葵紋付の調度の中には紋直しの跡がみられない作例もあり、当初より葵紋だけを付けた調度も製作されていたことがわかる。

ところで、はじめに述べたように現存する菊折枝調度は、梨子地の色合いや、蒔絵や金貝における金銀の使用の割合、菊折枝の文様の量感や密度の精粗に差があり、複雑に異なる。判断が難しい作例も多いが、特徴ごとに左記の五タイプに分類し、表5中に併せて示した。

- A 黄色味が強い梨子地肌。菊折枝は薄肉高蒔絵であらわされ、最も量感があり写実的である。一枝につく花数が多く、全体の密度も高い。銀蒔絵の比率が高い(図12)。
- B 黄色味のある梨子地肌。菊折枝の一枝が短く、一枝につく花数はさほど多くない。銀蒔絵・銀金貝の比率が高い。紋直しでない葵紋は縁輪内が金沃懸地である(図13)。
- C 黄色味のある梨子地肌で、菊折枝の花数が多く、こんもりとした花房に特徴があり、全体の密度も高い。金の金貝を多用するため、梨子地肌とあいまって、全体として見たとき、最も金色が感じられる(図14)。
- D やや赤味のある梨子地肌。菊折枝の花数が少ない。枝ぶりも細く単調で全体に平板な印象を受ける(図15・16)。中には、赤味の強い梨子地肌の作例もある。

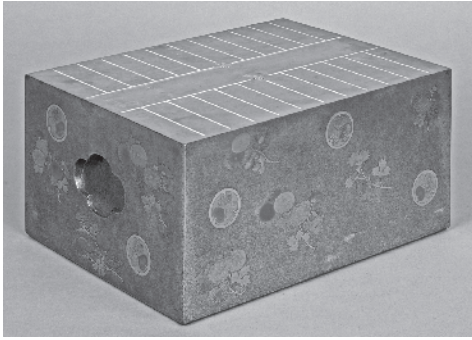
E 右の四タイプに該当しない作。もしくは判断が難しい作。

調度により紋直しや塗直しがあり、また大揃えの婚礼調度の場合、同時に梨子地・村梨子地・黒地(蠟色塗・黒塗も含む)の道具を揃え、その格式や蒔絵師によって様式の違いが生まれることもあり、一概に判断できないところもあるが、葵紋は時代によって様式が変化し、製作年代を判定する基準となる。⁽⁴⁷⁾ Cタイプの当初からの葵紋は、縁輪および葉柄が細く、三つ葉も葉先が接することなく空間が比較的に広いことから、江戸時代中期の特徴を示すといえる(図19)。Cタイプを基準としてその他を確認すると、Aタイプは紋直しが多く、葵紋による時代判定は難しいところがあるものの、当初とみられる葵紋は薄肉の高蒔絵で蒔絵粉の色合いも変化に富み、空間が広い(図17)。また菊の折枝の表現が最も古様である。当初とみられる銀蒔絵に錆足が出て、風格ある古色を示す。Bタイプは菊折枝の表現はやや平板なもの、葵紋は基本的に縁輪内を金沃懸地とし、Cより縁輪内に占める三つ葉の割合が小さく、古様を示す(図18)。これに対して、Dタイプの葵紋はCタイプに比べ、全体の傾向として、葵の葉がやや大きく空間が狭くなっている(図20・21)。中には付け直しがなくとも、葉先がより直線的で縁輪内の空間がかなり狭い江戸時代後期の特徴に近い葵紋も見いだされる(図22)。菊の折枝の表現はいずれも花数に乏しく、平板かつ単調である。中には梨子地肌の赤味がより強く、全体として経年劣化をあまり感じさせない作例があり、Dタイプはさらに分類も可能だが、葵紋の表現と梨子地肌の特徴が時代的に一致しない例もあり、判断が難しい。Dタイプの分類は今後の課題だが、全体的の流れとしてはAタイプが最も古く、降順に時代が下がるとみてよいだろう。

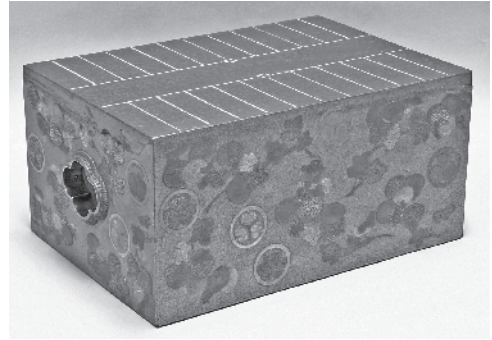
葵紋が江戸時代中期の特徴を示すCタイプは、蒔絵による家紋だけでなく

く金具も両紋が付くことが多い。後世の例となるが、十三代將軍家定の継室であつた天璋院篤姫、十四代將軍家茂の正室・皇女和宮の婚礼関係の史料において、いずれも幕府が用意した待請道具の蒔絵調度には將軍家と実家の両紋を付けることを意味する「両御紋」との言葉が見受けられることから、⁽⁴⁸⁾ 婚家で製作する待請道具には両紋を付けることが通例であつたとみられる。この例に従えば、Cタイプは宝暦二年(一七五二)の好君の婚礼時に待請道具として製作されたと考えられる。Dタイプも伝承から、行列道具の乗物は好君の婚礼調度と推測されるが、Cに比べると菊折枝の枝ぶりも瘦せて単調な表現であるため、Cタイプと果たして同時期であるかは、現時点で即断は控えたい。Dタイプのうち、当初から葵紋だけが付けられた作例のなかでは、寛政十一年の淑姫の婚礼調度として不足分を新調補完した可能性も考えられる。

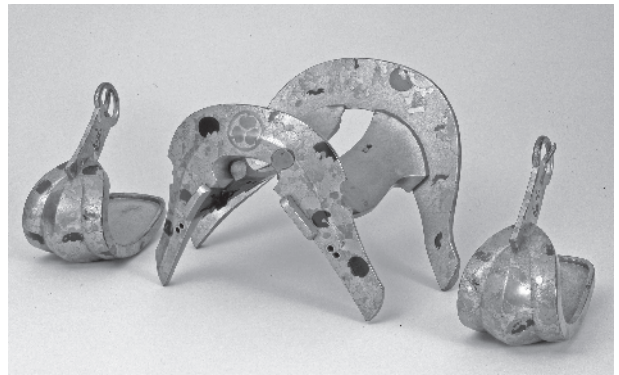
Aタイプについては、紋直しが多いものの、紐金具等に牡丹紋が見受けられ、古様を示すことから、好君・福君と同じく近衛家から享保三年(二七一八)に六代継友の正室として嫁いだ安己君(表1参照)の婚礼調度が想定される。⁽⁴⁹⁾ しかし、Aタイプの中には、注意を要する作例もある。双六盤(表5「福君道具帳」62)は、取手金具に葵紋と十二裏菊紋を付ける(挿図3・図23)。また、近年寄贈された双六盤(表5「その他道具帳」46)は、Bタイプに分類されるが、やはり外箱の蓋表に葵紋と十二裏菊紋を金蒔絵であらわす(挿図4・図24)。各双六盤の寸法がほぼ変わらないことから、伝来の途中で箱が入れ替った可能性も捨てきれないが、いずれにせよ葵紋とともに付けられた家紋が牡丹紋ではなく十二裏菊紋であつたことは特筆に値しよう。なぜなら、菊折枝調度が必ずしも近衛家ではなく、別家との婚礼調度として製作された可能性を示唆するからである。紋直しは必ずしも抱牡丹



挿図4 双六盤(その他道具帳46)



挿図3 双六盤(福君道具帳62)



挿図5 鞍・鐙

紋→葵紋とは限らず、十二裏菊紋→葵紋の場合もあり得ることになる。裏菊紋は宮家が想定されるが、江戸時代を通じて尾張家は宮家とは婚姻関係になく、婚姻関係のある宮家がらみでは広幡家を数えるのみである。広幡家は八条宮智仁親王の三男忠幸に始まる清華家で、忠幸の娘瑩珠院新君(一六五四〜九二)が寛文七年(一六六七)に三代綱誠の正室として嫁いでいる。但し、通常知られる広幡家の家紋は十六裏菊紋であるため、断定は難しい。

このほか現存作例のうちでは、鞍・鐙(表5「その他道具帳」4)が、菊折枝の文様が隙間なく高蒔絵であらわされ、葵紋も三つ葉の小さい江戸時代前期の様式を示す(挿図5・図25)。由岐裏に「天和二年正月吉日」の銘があり、銘に従えば製作年代が十七世紀後半まで遡り得る可能性がある。男性用に比べ、小振りのため女性用であることは間違いないのだが、この様式の作例は一件しかなく、そもそも婚礼調度であったかどうかもわからない。

このように菊折枝調度と一口に言っても、製作年代や製作事情が異なる調度が複合的に集成して伝来しており、紋直しも数度にわたって行われていたとみられ、その諸相は簡単に読み解けるものではないが、何世代にもわたり、再利用と不足分の新調補完を繰り返し、これだけの大規模な婚礼調度群になったと考えられる。同じ菊折枝でも、村梨子地や蠟色塗・黒塗とは異なり、梨子地の調度が明治維新後もさほど散逸せずに残されたのは、梨子地という仕様が尾張家の高い格式を象徴するがゆえに大切に保管されたからであろう。梨子地は器物の表面にまんべんなく梨の肌のように金粉を蒔き付けるため、使用する金粉の量が夥しく、黒地(蠟色塗・黒塗)に比べて数段手間もかかる。意匠面においても尾張家伝来で同じ梨子地の「松橘蒔絵調度」(聖聡院従姫所用)を例に挙げれば、流水のある土坡に松橘

の樹木を風景模様とした「松橘蒔絵調度」に比べ、菊の折枝を全体的に散らしただけの意匠は、新調補完するにしても汎用性が高かったと思われる。

大名婚礼調度の現存作例を見る限り、江戸時代後期は將軍家においても村梨子地もしくは黒地（蠟色塗・黒塗）に唐草蒔絵の婚礼調度が主流であり、補完のためとしても福君の婚礼時にどれだけ梨子地の調度が新調されたかは疑わしい。むしろ福君婚礼時に製作された可能性が高いと考えられるのが、菊折枝蒔絵雛道具である。この雛道具は、葵紋と抱牡丹紋の両紋付だが、梨子地粉に金粉だけでなく銀粉もしくは錫粉が混じっているのか、全体に茶色味が強く見える（図26）。この梨子地の色合いは、後補とみられる婚礼調度の蓑箱・挟箱の担い棒と共通し、時代の降下を感じさせるが、担い棒の抱牡丹紋は牡丹aで、雛道具は先述の通り牡丹bであり、注意を要する。但し、これについては次のように考えてみたい。牡丹bが先述した御紋本の「是迄福君様御紋ハ牡丹少々違ひ枝なし牡丹」に該当すると仮定すれば、御紋本を要求する以前に、まず牡丹bを付けて雛道具を新調した。ところが婚礼調度に牡丹紋の付け直しを行う際に好君時代の抱牡丹紋との違いに気づいたため、改めて御紋本を近衛家に要求し、行列道具をはじめ棚道具などには牡丹aで紋直しをしたのではないだろうか。あくまで推測に過ぎないが、両紋付であること、Cタイプとは梨子地の色合いが異なることから、菊折枝蒔絵雛道具は福君の婚礼時の製作が有力視される。

おわりに

福君の婚礼は、天保年間の厳しい財政・社会事情の中、諸事手軽に行うことが求められ、実家である近衛家への御用脚金も半減された。その反面、

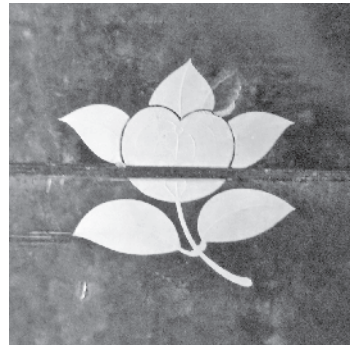
俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

嫁入り行列は総勢千人にも及び、供回りの者に衣服を新調させ、華美が尽くされた。夫の斉温が家督相続して以来、一度も国入りせず、藩主斉温に対する政治的な求心力が失われるなかで、国許の名古屋で公家筆頭の近衛家から迎えた継室の福君の嫁入り行列という政治的デモンストレーションを派手やかに行うことによって、藩主の権威を取り戻す必要があったのであろう。その壮大な行列のなかで一番の目玉が、「惣金」の菊折枝蒔絵乗物であったことは、尾張家における菊折枝調度の位置付けをよく示しているといえよう。総梨子地の乗物自体、現存作例としては菊折枝を含め四件しか知られず、しかもいずれの所有者も徳川將軍家や尾張・水戸といった徳川家一門がらみであることが指摘されている。⁽⁵⁰⁾乗物に象徴されるように、総梨子地の婚礼調度は、高い格式を視覚的に示し、かつ尾張家藩主の正室の格式を整える道具として重要視されたのである。

本稿では、菊折枝調度が公家の近衛家から嫁ぐ好君・福君を迎え入れるため、尾張家で用意された待請道具であったことを史料分析により解明し、併せて好君・福君以外の尾張家の藩主正室や娘たちの道具として何世代にもわたり、再利用と不足分の新調補完を繰り返して使用されてきた可能性を指摘した。再利用あるいは使い回しという言葉は、価値が半減するようなイメージがあるが、梨子地にかかる金額と手間を考えれば、大揃えの婚礼調度を一度に新調するよりも遥かに財政的負担が少ないだけでなく、新調だとしても村梨子地や黒地（蠟色塗・黒塗）の婚礼調度では決して創出しえない視覚効果の高さや価値を、総梨子地の菊折枝調度に見出していたと考えられる。百数十年余りの長きにわたって大揃えのまま脈々と尾張家の女性たちの間で再利用されつつ受け継がれてきた菊折枝調度は、江戸時代を通じて建中寺で秘蔵されてきた国宝「初音の調度」とはまた別の意味で、



挿図6 薬通箱 外箱 梅印



挿図7 提重 外箱 橘印

尾張家を代表する婚礼調度であったと言っても過言ではない。

一方、何世代にもわたり使用されてきたがゆえに、製作年代をはじめ、葵紋・抱牡丹紋の付け直しの時期や、二つの双六盤に付けられた十二裏菊紋の所用者など、本稿で解明できたとは言いがたい問題点も多く残る。本文では特に触れなかったが、菊折枝調度には外箱の合口に、梅の丸文(梅印挿図6)や橘文(橘印挿図7)の金蒔絵が施されている双六盤や提重などの一群がある。これらは所用者を示す手印ともみられるが、いかなる法則のもとに付けられたのかは現段階では不明である。

大名婚礼調度と一口に言っても、持参道具と待請道具があり、実家および婚家が武家が公家によっても婚礼調度の格式はさまざまに違いを見せる。本稿は、天保期に公家から武家に嫁いだ福君の婚礼と婚礼調度の再利用の一事例を報告したに過ぎないが、江戸時代の大名家の婚礼および大名婚礼調度研究の発展において、本稿がその一助となれば幸いである。

註

- (1) 徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』徳川美術館 一九九一年四月。
徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひるな』徳川美術館 一九八九年

二月。

小池富雄「俊恭院福君の婚礼調度と雛道具」(徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひるな』徳川美術館 一九八九年二月)。

吉川美穂執筆『日本最大の婚礼調度―さちぎみ様のお嫁入り―』徳川美術館 二〇一七年二月。

- (2) 名古屋市編『名古屋市史 政治編第二 名古屋市役所 一九一五年十二月。林董一『將軍の座 徳川御三家の政治力』風媒社 二〇〇八年十二月。

- (3) 「国秘録」第二十三(御女中向御定書写 尾州御広敷御役附大抵 松の葉日記 風の記) 徳川林政史研究所蔵(旧蓬左二八二三)。

- (4) 霞会館華族家系大成編輯委員会編纂『平成新修 旧華族家系大成 下巻』霞会館 一九九六年十一月。なお、「俊恭院女君御行状」(続学舎叢書26 上田仲敏著 名古屋蓬左文庫蔵)によれば、実母は「大聖寺宮御内津田右兵衛 妹 玉川」とある。

- (5) 前掲註(4)「俊恭院女君御行状」参照。以下、本章における福君の経歴は、同書による。

- (6) 名古屋市蓬左文庫編『稿本 藩士名寄 二七〇二九 おノ一〜おノ三』名古屋蓬左文庫 一九九八年十月。

- (7) 「天保六乙未年 福君様尾州様へ御縁組ニ付 今出川御殿へ文通贈答之控 自二月御納戸方」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八七。本文中では「福君縁組控」と略称する。

- (8) 「天保七丙申歳八月 福君様御参内之節御献上并被下之扣 御納戸方」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八九。

- (9) 「福君様御縁談一式 義 同年七月廿七日ヨリ九月廿二日迄 検定所」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八八。本文中では「福君縁談一式 義」と略称する。

- (10) 「福君様御縁談一式 禮 天保七年九月二十三日ヨリ十月六日マテ 検定所」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七六七。本文中では「福君縁談一式 礼」と略称する。同書には「御拝領物」と記されるが、三十六歌仙手鑑、十鉢和歌巻の表具や金具等の製作に関わる見積書や請求書が近衛家

(陽明文庫蔵)に残されており、拝領という形を取りながら、実は近衛家が製作用意したとみられる。

(11) 外箱の蓋裏貼紙に「天保七年十月 進上」の墨書がある。

(12) 近松真知子「大名の婚姻―変遷・法令・縁組・結納・輿入れ・婚礼・献立―」

『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』徳川美術館 一九九一年四月。

(13) 前掲註(7)。「福君縁組控」天保七年四月付書状控。

福君様御下向御婚礼ニ付而ハ多分之御物入ニ有之候 中納言様御再縁之義ニも候得者御婚礼式も御手輕之調ニ付其余之儀も万端右に准じ御省略取斗候間 維字心院様より福君様御下向ニ付御世話被成進候哉も前形之趣を以御省略筋可取斗旨(後略)

(14) 前掲註(3)参照。

(15) 「国秘録 安政御改革物帳」第四(惣帳五 尾城三之丸良隅御屋形御住居聖聰院様・俊恭院様御附衆之員・御本丸御女中向キ之録) 徳川林政史研究所蔵(旧蓬左三二―二四)。内訳は御用人二人・御用役六人(内御賄頭兼一人)・御賄頭一人・御傳目付十一人・御傳六人・御同朋一人・御用達四人・御徒組頭一人・御物書三人・御徒七人・御台所人組頭二人(内御台所人勤一人)・御賄人組頭一人(外に仕理一人)・御台所人四人・御賄人六人・坊主二人・御物書添書二人・同心組頭共十八人・御勝手口番十三人・御下男組頭二人・御中間組頭三人・御輿之者八人・中間三十二人・下男十三人である。

(16) 「御用留」 徳川林政史研究所蔵(尾一一)。

(17) ④「六道具帳」・⑤「五道具帳」は三之丸御屋形で御屋形付役人が使用したとみられる備品類を記す。

(18) ⑫「御雛御道具帳」は前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひゐな』に翻刻される。

(19) 前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』には、「内家局江引渡候分 俊恭院様御道具帳」が翻刻されているが、「御行列御道具帳」「道具帳」の二つと内容を比較してみれば、内容が重複するものの「内家局(以下略)」の方が作品件数や後世の書入れといった情報が少ない。また「内家局(以下略)」は末尾に「已九月」とあることから、後述する「好君道具帳」と同様、明治二年「己巳 一八六九」の

記録である可能性が高いとみられる。

(20) 前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』に翻刻が掲載される。

(21) ⑮「地並御道具」は他の意匠の蒔絵をはじめ、陣羽織や直垂や武具なども記載され、好君の道具ではない可能性が高いが、菊折枝調度が含まれるため、表3では蒔絵調度のみ取り上げた。また「地並御道具」以降には俊恭院(福君)・聖聰院(從姫)・光雲院(安己君)などの所用道具が記載されるが、割愛した。このうち俊恭院(福君)所用とされる道具は、表3「福君道具帳」と照合すると、「利姫引移道具」と一致するため、一旦は利姫の引移道具とされたものの、実際は使用されず、尾張家に残されていたとみられる。

(22) 硯箱は皇室とのゆかりが深い京都・泉涌寺に伝来した桜町天皇(一七二〇―一五〇)の遺愛品である。桜町天皇の母は近衛家熙の娘・尚子(一七〇二―一二〇)であり、その妹の安己君が尾張家六代継友へ嫁いでいる。このため硯箱は、十八歳の若さで世を去った母の遺品、もしくは二十一歳で亡くなった叔母の形見として天皇へと伝えられた可能性が考えられる。また、三時知恩寺は五摂家筆頭の近衛家がかつて管理した尼門跡寺院である。近衛家と尾張家は第一章で先述したように複数の婚姻関係で結ばれており、両家のゆかりは深い。短冊・色紙箱は、形見分けなどとして近衛家にもたらされた品を姫たちの菩提を弔うため三時知恩寺に寄進、もしくは姫君自身によって存命中に親戚の尼門跡に贈られたとみられる。いずれも京都国立博物館 研究員 永島明子氏のご教示による。

(23) 利姫は父斉荘が田安家四代当主であった天保七年に田安邸で誕生した。父が尾張家の家督を相続したため、弘化二年に清水斉彊の養女となり、斉荘の養子となった鑑丸(後、尾張家十三代慶藏)と縁組した。慶藏が嘉永二年に逝去したため、嘉永四年に浅野慶熾と縁組、安政三年に嫁いだ。

(24) 本稿では特に触れないが、③「銀器御道具帳」記載の銀器は、銀の銚子や湯当などが天保十五年二月に十二代斉荘の「花閨製藤花銀金具付組重墨箱」(徳川美術館蔵)の隅金具とするため鑄潰された。また、銀長柄銚子・加銚子などが嘉永五年に栄姫の道具とするため広敷へ、銀の燗風炉や銚子が文久元年(一八六一)に江戸下向する元千代(十六代義宣)の道具として御数寄屋へ渡されており、男女を問わず、銀器は再利用される確率が高い。

(25) 政姫は、二本松丹羽家九代長富の娘である。茂徳と政姫の婚姻は、茂徳が尾張家分家の高須松平家十一代当主だった嘉永六年に行われた。安政五年に茂徳が本家の尾張家の家督相続した際に、尾張家正室の格を整えるために再利用されたのであろう。なお、茂徳は慶応二年(一八六六)に一橋徳川家十代当主となったため、夫婦で一橋家に引き移った。

(26) 柳谷慶子「武家のジェンダー」『新体系日本史9 ジェンダー史』山川出版社 二〇一四年七月。

(27) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち(天保七年)四月十四日付書状控。
(前略)

一 御首途御道中御行列御道具類御廻しニ相成候 御品数承知いたし度事
付札 御行列御道具御廻し相成候分
前啓之通ニ而候
一 御先例被進候 御用脚金之義 此度何程被進候事哉 兼而承置度 尤被進候ハ、
御早ク御廻しニ相成候様いたし度事
付札 御用脚金之義頃日
御達申御通ニ候旨

四月

右 尾崎八右衛門へ文通ニ而相廻ス
前啓左之通

御道中御行列御道具御廻しニ相成候分
御挟箱 一對 御長刀 一振 御緋傘 一本
御立傘 一本 御茶弁当 一荷 御水荷箱 一荷
御蓑箱 一荷 御桐油箱 一荷 山御駕 一挺
御用所箱 一 御幕箱 二荷

(後略)

(28) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち天保七年六月付書状控。
演説頭書

先達而以来 追々中間有之候 御用脚金之事 別紙之趣 関東今申来候ニ付 右ニ添候事付共 式通相達候ニ付而ハ 書面ニ有之候通 今般ハ万端御手輕与之事ニ付 御先例より被進高も相減来 其上当三月中御買上品之代も引除残金千両餘之内を以程能及御打合いつれニも右金高ニ而御用意御整有之様可取斗旨申来候 就夫御

先例者尤被進高も多 其御方様御一手ニ而万端御用意等御整被進候趣ニ相見候 此度之義者御案内之通 御召服を初御手道具等 多分此方ニ而御用意被進も有之義ニ付而者 其御方様ニ而御用意被進候御品々等之義 今般申来候趣ニ而如何様之御調ニ相成申候哉 右御入用筋之廉品并御入用金高大法御取調御申聞有之様致度候 右者関東へ早々相達度義も有之候間 其御心得□早速御申聞有之様致度事

但別紙拙者へ申談之書付 追而被戻候事

六月

(29) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち天保七年六月付書状写。
福君様御縁組ニ付 近衛様江年々御合力金被進方之義 追々御申聞之趣有之候ニ付 当年より式百金ツ、維学心院様江被進候間 近衛様江御廻し被進候様ニ与之御事ニ候旨 成瀬隼人正殿申越候 仍而此段御達申置候事
六月

(30) 前掲註(10)「福君縁談一式 礼」のうち天保七年九月晦日条。

(前略)

覚

一金千両也
右者今度 福君様御下向ニ付御用脚金 維学心院様被進之内 右之員数被進之儘ニ受取申候處如件
天保七丙申歳九月晦日

近衛殿御内 吉村伊勢介印

尾崎八右衛門殿

(31) 前掲註(27)参照。

(32) 前掲註(9)のうち「福君縁談一式 義」天保七年七月付書状控。

先達而御再談有之候 福君様御召網代御輿之義 最初御申聞之趣 尾州へ相達候 処 御道中御用之義ハ塗御輿被為召 網代御輿之義者御替輿之積ニ候間 前段 有君様御同様再御到来ニ者不及候間 重段御達申候様之申来 若者頃日御申聞候通出来方被申付有之由ニ候得共 何卒御解御申渡候義者 出来申間敷哉□御申聞之事

七月

付札

御輿之儀 都而 其御方様ニ而御取斗御座候様ニ先達而付札を以及御答候処 今度網代御輿ニ挺新調ニ被仰付度旨ニ付 此御殿ニ而申付候様 過日依御頼 則申付候義ニ而最早過半出来之様子ニ付 迎も打留メ候事難致候間 右新調網代御輿ニ御道中可為召候事

(33) 「尾崎八右衛門書状 吉村伊勢介・清水玄蕃允宛 十月三日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三 八八四三 陽明文庫蔵。

以手紙得貴意候 昨日大久保藤四郎御申聞有之候 福君様御道具之内 別昏之通相廻之候 以上

十月三日

尚々別昏之外御茶弁当并御水荷之儀ハ御賄所相廻候間 右様御心得被下度候

覚

一 御長刀 一振 一 御緋傘 一本 一 御立傘 一本
一 御挾箱 一對 一 御蓑箱 沓 一 御桐油箱 沓

右之外ニ頃日御恰好之網代御輿と忒挺御輿臺とも

以上

(34) 前掲註(10)「福君縁談一式 礼」のうち天保七年十月五日条。

一 尾崎八右衛門 梶五郎三郎御輿相廻ス 如左申来

以手紙得御意候 然者過刻御申越有之候 福君様明日被為召罷 塗御輿并別紙之通相廻申候間 宜御差斗被下候 仍此段得御意度 如此御座候 以上

十月五日

猶々本文

御輿之儀 別紙之外御雨覆等之儀者取扱之者へ相渡相廻申候間 右様御承知可然御差斗可下候 且又右之外網代御輿花色紗綾御油筆と相廻申候間 宜御差斗可被下候 以上

蜀江蒔絵

一 御輿 忒挺

御内幕附

一同花色紗綾御油筆 沓

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

一 御輿臺 沓對

一 泥臺 沓

一 花色紗綾蟬引御桐油 沓通り

以上

なお、この蜀江蒔絵乗物は現存しないものの、同じ意匠の婚礼調度が徳川美術館に現存している。蜀江蒔絵の婚礼調度は、紀伊徳川家七代宗将の娘で、尾張家九代宗睦の世子治行の正室となった聖聡院從姫（七五七―一八〇四）所用と記録から判明する。從姫は安永九年（一七八〇）四月十一日に治行と婚儀を挙げ、天明元年（一七八一）に嫡男五郎太を産んだが、寛政五年（一七九三）に治行、翌六年に五郎太に先立たれた。享和二年には江戸を離れて尾張の三之丸御屋形に移り、文化元年（一八〇四）同地で歿した。享年四十八歳。

(35) 前掲註(10)のうち天保七年十月六日条。

(36) 「勘定書」のうち「坂井与兵衛覚書 申八月付」〔陽明文庫蔵（陽明文庫文書分類目録）家門篇三 八九五八〕。近衛家御納戸方に宛てた坂井与兵衛の覚書で、太刀拵の葵紋の金具や切羽・紫革などの部品を新調して補修し、太刀身を研ぎ直した際の修理の代金表が残されている。修理代は、総計銀五百四十三匁かかったことがわかる。

(37) 慶応元年の時点で家領は二千八百六十二石八斗一升二合六勺であった。『幕末公家集成』新人物往来社 一九九三年二月。

(38) 高橋あけみ執筆『大名家の婚礼―お姫さまの嫁入り道具―』仙台市博物館 二〇〇〇年三月。

室瀬和美「江戸東京博物館所蔵梨子地葵紋散松菱梅花唐草蒔絵女乗物の修復について」〔『東京都江戸東京博物館研究報告』第六号 東京都江戸東京博物館 二〇〇一年〕。

日高真吾『女乗物―その発生経緯と装飾性』東海大学出版会 二〇〇八年二月。

日高真吾「女乗物を科学する」・小池富雄「大名婚礼道具の華「女乗物」」・齋藤慎一「徳川將軍家の女乗物」〔東京都江戸東京博物館編『特別展 珠玉の輿―江戸と乗物―』東京都江戸東京博物館・読売新聞東京本社 二〇〇八

年十二月)。

高橋あけみ『大名家の婚礼調度―仙台伊達家の場合―』大崎八幡宮
二〇一五年十月。

(39) 小池富雄「黒漆葵紋散牡丹唐草蒔絵調度について―近衛基前夫人維君の婚礼調度―」『金鯢叢書』第二〇輯 徳川黎明会 一九八三年九月)。

(40) 『南紀徳川史』巻之百二十七 第十四巻 名著出版 一九七一年十月。

高橋あけみ「大名の婚礼について」『大名家の婚礼―お姫さまの嫁入り道具―』

仙台市博物館 二〇〇〇年三月)。

(41) 「陽明文庫文書目録」家門篇三 八八四三。

(42) 前掲註(7)参照。

(43) 前掲註(1)小池論文、註(38)高橋論文参照。

(44) 淑姫は將軍家齊の長女に当たる。尾張家二代光友の正室千代姫以来、將軍姫君が尾張家に嫁すという尾張家にとって名譽な婚姻であった。淑姫は齊朝に嫁ぐ以前、九代宗睦の世嗣治行の長男五郎太と寛政二年(一七九〇)縁組、同五年に結納まで取り交わしていたが、翌六年に五郎太が逝去したため、尾張家養子に決まっていた齊朝と縁組した経緯がある。また、愛姫の婚礼では、福君とあまりに時期が近すぎ、二人の内では淑姫の方が可能性として高いと思われるが、断定は控えたい。

(45) 前掲註(40)『南紀徳川史』・高橋論文参照。

野口明日香「大名婚礼調度の装飾と格」徳川記念財団・東京都江戸東京博物館編集『徳川將軍家の婚礼』徳川記念財団 理事長 徳川恒孝 二〇一七年一月)。

地時では、「黒地」「(村)梨子地」「濃梨子地」の順に格式が上がる。『南紀徳

川史』によると紀伊徳川家では、他の御三家や田安・一橋家に嫁ぐ場合、それ以外の京都の宮家や上級公家へ嫁ぐ場合の、三パターンで取り揃える道具の格式が異なる。どの家に嫁ぐ場合も「黒蠟色御蒔絵御紋散らし」を基本とするが、御三家・御三卿の場合は最も豪華で、これに加え、婚礼のときに「御塗濃梨子地御紋散らし」「平生筋御手道具」として「黒蠟色唐草御蒔絵御紋散らし」の三種類の手道具を揃えた。

(46) 前掲註(40)参照。

(47) 四辻秀紀「龍澤彩「葵紋の変遷」」『尾張の殿様物語』徳川美術館 二〇〇七年四月)。

(48) 「篤姫御方御待請並御婚礼御用留」および「和宮様御婚礼御入用帳」。いずれも国立公文書館蔵。

(49) 安己君は近衛家熙の娘で、正徳五年(一七一五)七月二日縁組、十一月晦日結納。享保三年(一七一九)五月十一日に京都を発ち、同月二十五日に江戸に到着、六月十一日に婚礼を挙げた。

(50) 前掲註(38)齋藤論文参照。

〔付記〕 本稿は、二〇一七年二月十日から四月九日まで、徳川美術館第五展示室および名古屋蓬左文庫で開催された特別展『日本最大の婚礼調度―さちぎみ様のお嫁入り―』における研究成果に基づきます。本展に御出品いただいた公益財団法人陽明文庫 文庫長 名和修氏をはじめ、泉涌寺・三時知恩寺・京都国立博物館の御所蔵者および碁盤・将棋盤・双六盤の御寄贈者には格別のご高配を賜りました。また、史料翻刻にあたっては原史彦氏・並木昌史氏にご教示賜りました。ここに記して深謝いたします。

(徳川美術館 学藝員)

表3 福君道具帳・好君道具帳対照表

通番	名 称	地塗または 地蒔	意匠・仕様	家紋	員数	備 考	図録 番号
「福君道具帳」 ⑩御行列御道具帳							
1	輿(乗物)		蜀江蒔絵	葵	一挺	安政6年2月輿・輿家・○印附属品、 政姫御用 ※1	
2	輿(乗物)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一挺	※1	婚34
3	山輿	黒塗	胴 猩々緋包	葵牡丹	一挺	文久2年12月江戸表へ回す ※1	
4	茶弁当	黒塗	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一荷	安政2年爛風呂のみ利姫引移御用、 安政6年2月小道具、政姫御用	
5	茶弁当	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	安政2年銀ちろり等3点利姫引移御 用、安政6年2月爛風呂等6点政姫 御用 ※1	婚37
6	茶弁当	黒塗	唐草模様葵紋散	葵	一荷	明治6年4月売立	
7	水弁当	溜塗	溜塗朱葵紋	葵	一荷	天保15年6月広敷へ渡す	
8	荷弁当	黒塗	黒塗葵紋付	葵	一荷	明治6年3月売立	
9	挟箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一対	※1	婚31
10	蓑箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※1	婚36
11	長刀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一振	文久2年9月道姫・豊姫御間飾御用 広敷用人へ渡切	婚32
12	緋傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二本	※1	婚35
13	雨傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一本	慶応元年袋猩々緋表、政姫茶弁当油 簾用 ※1	婚35
14	緋傘	表記なし	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一本	御用 ※1	
15	雨傘	表記なし	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一本	入札払 ※1	
16	四半纏				一本	安政6年新御殿引移御用	
17	四半纏				一張		
18	高張提灯	朱	葵牡丹紋・ 二ツ引印	葵牡丹	一張	安政6年新御殿引移御用	
19	高張提灯	黒	丁子丸印付		一張		
20	雨具入御半長持	朱	葵牡丹紋付	葵牡丹	一棹		
⑪御道具帳							
1	守掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚39
2	厨子棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚41
3	十二手箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年鏡1面のみ利姫引移御用	婚44
4	火取香炉	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚75
5	大文箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚70
6	小文箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚69
7	硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
8	黒棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚42
9	払箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	(一)		婚48
10	小角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
11	元結箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚47
12	渡金箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年渡金のみ利姫引移御用	婚61
13	歯黒箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年上水のみ利姫引移御用	婚60
14	書棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚43
15	払髪箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚52
16	眉作箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚50
17	畳紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚64
18	角盥・椀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚66
19	毛垂箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚57
20	爪取箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚55
21	爪取盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚56
22	旅櫛箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚65
23	小櫛箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚49

24	櫛文庫	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚51
25	手水盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚68
26	手拭掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚67
27	上指箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚84
28	乳請	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚54
29	昆布箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚59
30	大角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
31	水引箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	
32	薰物壺・台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り		婚74
33	十種香盤(四種盤)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り		婚82
34	沈割	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り	安政2年利姫引移御用	婚80
35	香炉箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚76
36	廻り香炉・台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚73
37	匂箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚78
38	香台・唐銅鶴香炉	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚100
39	薄板	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚99
40	見台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一脚		
41	寄掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚85
42	祝枕	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對		婚72
43	衣桁	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一組		婚87
44	袋棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚91
45	鼻紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚62
46	茶碗台・蓋	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	五		婚106
47	台子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一飾	弘化4年4月維学心院へ貸渡す、安政2年利姫引移御用	
48	丸盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚106
49	棗	梨子地	紗綾紋蒔絵	葵	五		
50	薬通箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二	安政2年1つのみ利姫引移御用	婚94
51	平煙草盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		婚102
52	瓶子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對		婚105
53	炭斗	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一對		婚101
54	櫛台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	文久2年広敷へ渡す	
55	髷箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年利姫引移御用	
56	耳盥・台輪	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	文久2年広敷へ渡す	
57	楊枝箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二	安政2年1つのみ利姫引移御用	
58	昆布箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	福島屋へ下賜	
59	貝桶	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對	安政3年油簾裏のみ払、慶応元年猩々緋油簾、政姫茶弁当に用いる	婚40
60	碁盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚90
61	将棋盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚88
62	双六盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚89
63	茶簾笥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚93
64	唐銅砂物鉢				一	盗難	
65	唐銅砂物鉢				一	天保14年5月広敷賄所へ渡す	
66	砂物鉢	船虫食木地			一	天保14年5月広敷賄所へ渡す	
67	伏籠	黒塗			一	明治6年売立	
68	冠棚	金砂子塗	梅蒔絵		一		婚188
69	小袖簾笥	蠟色塗		葵牡丹	二棹		
70	長持	春慶塗		葵	六棹		
71	綴子張障子屏風				二双		
⑫御雛御道具帳							
1	輿(乗物)	梨子地	葵牡丹紋散(菊折枝蒔絵)	葵牡丹	一挺	※2	雛80
2	挟箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對	※2	雛78

3	長刀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一振	※2	雛66
4	日傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一本	※2	雛82
5	茶弁当	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛77
6	貝桶	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一荷	※2	雛83
7	碁盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
8	将棋盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
9	双六盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
10	行器	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛76
11	差樽(指樽)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一対	※2	雛71
12	厨子棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛85
	手箱				一		雛85
	香盆				一		雛85
	香炉				一		雛85
	火道具				一		雛85
	薰物壺・台				一		雛85
	短冊箱				一		雛85
	文箱				一		雛85
	硯箱				一		雛85
	水引箱				一		雛85
13	黒棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛84
	元結箱				一		雛84
	大小角赤				一		雛84
	閑香炉				一		雛84
	櫛箱				一		雛84
	菌黒箱				一		雛84
	渡金箱				一		雛84
	沈箱				一		雛84
14	書棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛86
15	文台・硯箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	三通り	※2	
16	机	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	
17	腰物掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛64
18	守懸	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛65
19	枕箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛59
20	見台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛40
21	花瓶 唐銅				一	※2	雛55
22	花台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛55
23	煙草盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛61
24	台子	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一飾	※2	雛90
25	脇息	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛62
26	櫛台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛36
27	鏡台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛35
28	鏡・鏡建	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛33
29	耳盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛30
30	茶碗台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛72
31	眉作箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛23
32	衣桁	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛58
33	源氏簞笥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛41
34	大小(刀・拵)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛64
35	懸硯	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛39
36	琴箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛53
37	三味線箱・ 三味線	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛52
38	提重	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛75
39	重箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一組	※2	雛74
40	食籠	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛73
41	長持	梨子地	葵牡丹付	葵牡丹	二棹	※2	雛79

42	葛籠			牡丹	一荷	※2	雛92
43	伏籠	桑木地			一	※2	雛88
44	手水手洗・ 手拭懸	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛37 ・38
45	衝立		松竹鶴桜		二	※2	雛67
46	二枚折屏風				片	※2	雛 p122
47	掛盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二通り	※2	雛69
48	膳部	梨子地	鉄仙唐草	葵	一通り	※2	雛174
49	盃台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛70
50	乗物	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一挺		雛91
51	挟箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一對	広敷にて紛失	
52	長刀	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一振		
53	日傘	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一本		
54	長持	梨子地	牡丹紋付	牡丹	二棹		雛93
55	厨子棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛21
	手箱				一		雛34
	香盆				一		雛60
	文箱大小				二		雛42 ・43
	短冊箱				一		雛45
	色紙箱				一		雛25
	水引箱				一		
56	黒棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛20
	元結箱				一		雛26
	大小角赤				二		雛31 ・32
	香炉箱				一		雛60
	菌黒箱				一		雛29
	渡金箱				一		雛28
	沈箱				一		雛54
57	書棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛22
58	料紙箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一通り		
59	見台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
60	碁盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛50
61	将棋盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛49
62	双六盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛51
63	衣桁	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
64	文台・硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り		雛47
65	机	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛48
66	鏡台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一通り		雛89
67	手水盥・湯当・手拭懸	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
68	耳盥・嗽茶碗・台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
69	払箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛27
70	畳紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛24
71	角盥・椀	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛87
72	貝桶	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對		雛19
73	銀砂物鉢				一		
74	銀長柄銚子				二通り	安政5年2月広敷へ渡す	雛70
75	台子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾		雛56
76	行器	梨子地	鉄仙唐草	葵	一荷		雛p116 参考
77	広蓋	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛57
78	広蓋	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	
79	守箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛65
80	料紙箱・硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	安政5年2月広敷へ渡す	雛46

81	丸伏籠	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	天保14年5月広敷へ渡す	
82	汨台・銀茶碗				一	安政5年2月広敷へ渡す	雛p122 参考
83	柳台・杓				三通り		雛81
84	輿台	黒塗			二挺分		雛91
85	香炉	梨子地	松竹梅		一		雛191
86	空焼香炉	梨子地	松竹梅	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛191
87	燗鍋 銀			葵	一		
88	文箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
89	長持	梨子地	牡丹紋散	牡丹	三棹	安政4年2月道姫御用、広敷へ渡す	
		梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二棹		
「好君道具帳」							
⑭転陵院様御道具							
1	担	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	明治4年秋払	
2	鏡台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治5年小道具のうち鏡巢1を嶋本文太郎へ下賜、小箱1棗1を前野小平治へ下賜、明治6年剃刀箱2を売立	婚53
3	枕香炉箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚77
4	書物箱	村梨子地	秋草蒔絵	葵	二通り		
	二十一代集				四十一冊		婚137
	夫木和歌集				三十七冊		
5	指樽	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一対	明治6年3月売立	
6	盃台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚104
7	小櫛箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	渡辺貞信へ下賜	
8	乱箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	杉山又吉へ下賜	
9	眉作箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
10	厨子棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾	明治6年4月売立	
11	十二手箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治4～5年に小箱11合を1合ずつ桑原善六はじめ11名に下賜、明治6年4月売立	
12	鏡台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立、小道具のみ葵印へ組入	
13	沈箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治6年葵印へ組入、明治9年7月東京へ回す	
14	角手洗・椀	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治4年払	
15	硯箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月山川茂兵衛へ下賜	
16	黒棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
17	書棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾	明治6年4月売立	
18	払箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
19	元結箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
20	物裁	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通	明治6年4月売立	
21	呉服箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
22	冊屑箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月山本定助へ下賜	
23	小角赤	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
24	大角赤	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
25	帯箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治4年払	
26	伽羅箱簞笥	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	葵印へ組入	
27	茶碗台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	五	明治5年正月に1つずつ堀田徳エ衛門はじめ5名へ下賜	
28	手拭懸	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一脚	明治6年4月売立	
29	手水盥・湯当	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治6年4月売立	
30	守脇差箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治5年正月山田伊三郎へ下賜	
31	守掛	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治5年正月林市郎兵衛へ下賜	
32	手拭懸	梨子地		葵	一	明治5年正月森田久右エ門へ下賜	
		梨子地	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
33	鼻紙台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	祖父江重兵衛へ下賜	
34	鼻紙箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月堀江徳兵衛へ下賜	

35	香盆	黒塗	菊折枝蒔絵		一枚	明治6年4月売立	
36	水弁当	朱塗	牡丹紋	牡丹	一荷	明治5年6月払	
37	銅野風炉				一	明治5年払	
38	見台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年6月売立	
39	唐銅鹿香炉				一	明治4年12月森嘉兵衛へ下賜	
40	書物箱 東鑑 太平記 目録	黒塗	秋草蒔絵		二通り	明治4年払	
41	楊枝箱	黒塗	唐草蒔絵	葵	一	明治4年12月中島屋藤左エ門へ下賜	
42	平多葉粉盆	黒塗	菊折枝蒔絵		三面	明治6年4月売立	
43	寄掛	黒塗	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
44	枕香炉・重香合	黒塗	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
45	棗	黒塗	菊蒔絵	葵	二	明治5年3月下賜	
		黒塗			二	明治5年払	
47	床机	黒塗			一	明治5年払	
48	膳弁当	梨子地	菊蒔絵	葵	一荷	明治5年10月売立	
(以下、雑道具)							
1	几帳	梨子地	蝶鳥蒔絵		二	明治4年払	
2	蚊帳				一	明治4年払	
3	袴 紅精好				一	明治4年払	
4	乱箱	梨子地	梅蒔絵	葵	一	明治4年払	
5	爛鍋		松梅	葵	二	明治4年払	
6	六枚折屏風 四季遊				一双	明治4年払	
7	青貝卓 麒麟置物				一	明治4年払	
8	花台 唐桑(損傷)				一對	明治4年払	
9	花瓶 銀減金				一對	明治4年払	
10	行器	黒塗	唐草		一荷		
11	指樽	黒塗	唐草		一對	明治4年払	
12	茶台・茶碗	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払	
13	碁盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
14	将棋盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
15	双六盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
16	棗	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一	明治4年払	
17	湯当	濃梨子地	牡丹唐草	葵	一通り	明治4年払	
18	台子	梨子地	葵御紋散	葵	一飾	明治4年払	
19	耳手洗	濃梨子地	牡丹唐草蒔絵	葵	一	明治4年払	
20	手鑑				一冊	明治4年払	
⑮地並御道具							
1	鏡台・鏡建	梨子地	唐草	葵	一通り	明治4年小道具青山藤助はじめ6名へ下賜、5年東京へ回す	
2	手拭	梨子地	南天		二脚	明治5年払	
3	提重	梨子地			一組	明治5年払	
4	耳手洗・台輪(輪台)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り		婚58
5	鏡台・鏡建	梨子地	菊折枝蒔絵		一通り	明治4年12月小道具酒井紹兵衛はじめ4名へ下賜	
6	櫛台	梨子地	梅唐草蔦紋散	葵	一	栄光院道具	
7	鏡家	梨子地	梅唐草蔦紋散	葵	二面	明治5年正月東京へ回す	
8	大小角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚45・46
9	多葉粉盆	村梨子地	竹に長春		一面	明治4年払	
10	櫛箱	梨子地	松竹梅		一箱	明治5年5月東京へ回す	
11	柄付鏡家	梨子地	松竹梅		二	明治5年払	
12	刀懸	村梨子地		葵	二脚	明治5年正月渡辺甚吉へ下賜	
		梨子地		葵		明治4年12月下村庄之助へ下賜	

13	台子	濃梨子地	松梅	葵	一飾		
14	台子	濃梨子地	梅唐草	葵	一飾		
15	台子	濃梨子地	花菱		一飾	明治5年払	
16	手水盥・湯桶	梨子地	菊折枝蒔絵		一		
17	手拭懸	梨子地	菊折枝蒔絵		一脚		
18	手水盥・湯桶	村梨子地	菊ノ丸		一通り	明治4年払	
19	呉服箱	梨子地	紋散し	葵	一對	明治5年払	
20	元結箱	梨子地	菊唐草葵	葵	一	明治5年払	
21	耳手洗・木椀	梨子地	牡丹唐草	葵	一通り		
22	櫛台	梨子地	梅唐草	桐	一	明治6年3月売立	
23	鏡家・鏡建	梨子地	梅唐草	葵・桐	二		

凡例：

- ・現存作品は太字で表した。適宜、旧字は新字に改めた。
- ・作品名称は、各道具帳に基づくが、現行の名称と異なる場合は、現行の名称を（ ）内に示した。
- ・家紋は、葵紋を「葵」、抱牡丹紋を「牡丹」、桐紋を「桐」と略称した。
- ・員数は、現存品以外は台帳の表記に基づく。（ ）内の漢数字は、現存数を示す。
- ・図録番号は『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』（徳川美術館 1991年4月）記載の場合は「婚」、『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひゐな』（徳川美術館 1989年2月）記載の場合は「雛」と冠した。
- ・備考は、各道具帳に基づき、年月・対象者・処置の順で記した。
- ・※1…安政3年もしくは4年に油簞のみ払い、※2…安政4年2月道姫御雛御用として広敷御用人へ渡す。

表4 その他道具帳記載の菊折枝調度

No.	名 称	地塗・地蒔	家紋	員数	記載道具帳	備 考	図録番号
1	菊折枝蒔絵棹台	梨子地	葵	一基	旧原簿12		婚86
2	菊折枝蒔絵側簞筒	梨子地	葵	一棹	旧原簿20		婚92
3	菊折枝蒔絵花台	梨子地	葵	二（一基）	什器原簿10、11	明治21年2基のうち1基を男爵家へ分譲	婚98
4	菊折枝蒔絵櫛台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
5	菊折枝蒔絵柱空棚	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
6	菊折枝蒔絵掛子付沈箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
7	菊折枝蒔絵湯桶	梨子地	不明	二	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
8	菊折枝蒔絵盥	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
9	菊折枝蒔絵手拭掛	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
10	菊折枝蒔絵刀掛	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
11	菊折枝蒔絵耳盥・輪台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
12	菊折枝蒔絵嗽茶碗蓋付	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
13	柄付鏡	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
14	菊折枝蒔絵鏡建	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
15	菊折枝蒔絵楊子箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
16	菊折枝蒔絵楊枝台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
17	菊折枝蒔絵紙台（鼻紙台）	梨子地	葵	二（一基）	什器原簿10、11	明治21年2基のうち1基を男爵家へ分譲	婚63
18	菊折枝蒔絵乱箱	梨子地	葵	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
19	菊折枝蒔絵伏籠	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚83
20	菊折枝蒔絵巻物箱	梨子地	葵	一合	什器原簿10		婚95
21	菊折枝蒔絵軸台	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚96
22	文正草子絵巻			三巻	什器原簿10		婚229
23	菊折枝蒔絵色紙箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
24	菊折枝蒔絵硯仕込短冊箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
25	菊折枝蒔絵料紙硯箱	梨子地	不明	一對	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	

26	菊折枝蒔絵机	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
27	菊折枝蒔絵机	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚97
28	菊折枝蒔絵提重	梨子地	葵	一具	什器原簿10		婚108
29	菊折枝蒔絵文台	梨子地	葵牡丹	一基	什器原簿1		婚71
30	菊折枝蒔絵煙草盆	村梨子地	なし	二(一基)	什器原簿10	2基のうち1基は明治15年東京へ回送	婚202
31	菊折枝蒔絵茶台	村梨子地	葵	五基	什器原簿10		婚201
32	菊折枝蒔絵八寸重箱	蠟色	葵牡丹	一	什器原簿10	明治7年12月東京へ回送	
33	菊折枝蒔絵重箱	蠟色	葵牡丹	一	什器原簿1		
34	菊折枝蒔絵重箱	梨子地	葵	一重		現行の台帳に「大奥八棹」に収められていたとある	婚103
35	菊折枝蒔絵十種香箱	梨子地	葵	一合	什器原簿2		婚81
36	菊折枝蒔絵小簞笥(香簞笥)	梨子地	葵	一基	什器原簿2、10		婚79
37	銀菊折枝文茶碗		葵牡丹	一口	什器原簿10	松印(矩姫)行列道具の茶弁当内容品	婚125※
38	菊折枝蒔絵碁盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
39	菊折枝蒔絵双六盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
40	菊折枝蒔絵将棋盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
41	菊折枝蒔絵鞍・鏡	梨子地	葵	一具	什器原簿2		婚38
42	菊折枝蒔絵長刀拵	蠟色	葵牡丹	一本	武器原簿4	建中寺宝蔵	婚33-1
43	長刀 銘 丹後守藤原寿命			一振	武器原簿4	建中寺宝蔵	婚33-2
44	長刀 銘 伯耆守信照			一振	武器原簿5		婚32-1
45	菊折枝蒔絵長持	梨子地	葵	二棹			婚109
46	菊折枝蒔絵双六盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
47	菊折枝蒔絵碁盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
48	菊折枝蒔絵将棋盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
49	葵紋付棗	黒塗	葵	一对	売立目録281(名古屋)	外箱蓋裏に桜形(福君所用)の朱印がある。大正10年売立、平成12年購入	
50	葵紋・抱牡丹紋散重箱	黒塗	葵牡丹	一組		重箱蓋裏・底、外箱に梅の丸文と「清」金粉字形あり。平成29年購入	

凡例：

- ・現存作品は太字で表した。適宜、旧字は新字に改めた。
- ・員数は、現存品以外は各道具帳の表記に基づく。()内は現存数を示す。
- ・図録番号は表3凡例に基づく。
- ・記載道具帳は、表では整理番号のみに留めたが、名称と成立年代(推定を含む)は以下の通り。
什器旧原簿第12号「転院様御道具」(好君道具帳)。末尾に、「俊恭院様(福君)」とある一群がある。重複があるため、表3では省略したが、棹台はこの道具帳にのみ記される。
什器旧原簿第20号「東京廻御側御道具類」1冊 江戸時代後期成立か。江戸で管理された御側御道具帳で慶応2年(1866)に尾張へ回送された。
什器原簿第1号「御器物目録」9冊 明治13年7月
什器原簿第2号「道具目録」6冊 明治10年代成立か
什器原簿第10号「什器目録」19冊のうち第11冊「御厨子棚始・能道具・刀懸・雑之部」および第13冊「大奥残道具 初音道具」 明治初年頃成立か
什器原簿第11号「什器目録 男爵家へ御分譲品」5冊 明治21年成立
武器原簿第4号「建中寺 定光寺 相応寺 性光(高)院 御太刀始下調帳」1冊 明治44年成立
武器原簿第5号「御鎗御長刀等元帳」1冊 明治5年成立
- ・売立目録は、大正10年に東京と名古屋の二か所で行われた際の目録番号を示した。
- ・記載道具帳には複数の道具帳に重複して記載される場合もあるが、初出および特記事項があるものに留めた。
- ・※…牡丹唐草蒔絵茶弁当 内容品。
- ・「男爵家」は、尾張家14代慶勝の11男慶恕が明治21年に創設した分家である。

表5 菊折枝調度 家紋・様式分類表

番号	名称	地蒔・ 地塗	家紋	紋直しの有無	金具	様式	備考	図録 番号
福君道具帳								
⑩御行列御道具帳								
2	輿(乗物)	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹 牡丹は 付け直し	D		婚34
5	茶弁当	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵	D		婚37
9	挟箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚31
10	蓑箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚36
11	長刀	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹※1	D		婚32
12	緋傘	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚35
13	雨傘	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚35
⑪御道具帳								
1	守掛	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚39
2	厨子棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵牡丹	C		婚41
3	十二手箱	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	牡丹	C		婚44
4	火取香炉	梨子地	葵牡丹	なし	なし	C		婚75
5	大文箱	梨子地	葵牡丹	ともに沃懸地、牡丹付け直し	牡丹	B		婚70
6	小文箱	梨子地	葵牡丹	葵のみ沃懸地	牡丹	C		婚69
8	黒棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵	C		婚42
9	払箱	梨子地	葵牡丹	なし	牡丹	C		婚48
11	元結箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	A		婚47
12	渡金箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚61
13	齒黒箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚60
14	書棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵	C		婚43
15	払髪箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚52
16	眉作箱	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大に付け直し	牡丹	C		婚50
17	畳紙箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚64
18	角盥・椀	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚66
19	毛垂箱(剃刀箱)	梨子地	葵牡丹	葵付け直し	なし	C		婚57
20	爪取箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	なし	D		婚55
21	爪取盥	梨子地	葵	なし	なし	D		婚56
22	旅櫛箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚65
23	小櫛箱	梨子地	葵	なし	葵	C		婚49
24	櫛文庫	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚51
25	手水盥	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚68
26	手拭掛	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	葵	C		婚67
27	上指箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚84
28	乳請	梨子地	葵	なし	なし	D		婚54
29	昆布箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	C		婚59
32	薫物壺・台	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	なし	C		婚74
33	十種香盤 (四種盤)	梨子地	葵	なし	なし	D		婚82
34	沈割	梨子地	葵	台は地塗直しか	なし	B		婚80
35	香炉箱	梨子地	葵	なし	なし	D		婚76
36	廻り香炉・台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚73
37	匂箱	梨子地	葵	葵一部付け直し	葵	D		婚78
38	香台・唐銅鶴香炉	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚100
39	薄板	梨子地	葵	なし	なし	D		婚99
41	寄掛	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	C		婚85
42	祝枕	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚72
43	衣桁	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大付け直し	葵牡丹	C		婚87
44	袋棚	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	D		婚91
45	鼻紙箱	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚62

46	茶碗台・蓋	梨子地	葵	なし	なし	D		婚106
48	丸盆	梨子地	葵	なし	なし	D		婚106
50	薬通箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	薬通箱：牡丹 黒塗箱：葵牡丹	A	外箱「梅印」	婚94
51	平煙草盆	梨子地	葵牡丹	煙草箱：葵牡丹ともに付け直し	なし	D		婚102
52	瓶子	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚105
53	炭斗	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚101
59	貝桶	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	なし	C		婚40
60	碁盤	梨子地	葵	なし	なし	A	外箱「梅印」	婚90
61	将棋盤	梨子地	葵	なし	なし	A	外箱「梅印」	婚88
62	双六盤	梨子地	葵	なし	葵・十二裏菊	A	外箱「梅印」	婚89
63	茶簞笥	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	E	外箱「梅印」	婚93
好君道具帳								
2	鏡台	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚53
3	枕香炉箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	D		婚77
6	盃台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚104
地並御道具								
4	耳手洗・台輪(輪台)	梨子地	葵	なし	なし	B		婚58
8	大小角赤	梨子地	葵	大小とも付け直しなし、 葵沃懸地	大小葵	B		婚45・46
その他道具帳								
1	棹台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚86
2	側簞笥	梨子地	葵	葵一部付け直し	葵	D		婚92
3	花台	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚98
17	紙台(鼻紙台)	梨子地	葵	なし	葵	D		婚63
19	伏籠	梨子地	葵	なし	なし	D		婚83
20	巻物箱	梨子地	葵	葵一部付け直し	なし	D		婚95
21	軸台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚96
27	机	梨子地	葵	なし、葵沃懸地	なし	D		婚97
28	提重	梨子地	葵	なし	なし	D	外箱「橘印」	婚108
29	文台	梨子地	葵牡丹	なし	葵	D		婚71
30	煙草盆	村梨子地	なし	なし	なし	D		婚202
31	茶台	村梨子地	なし	なし	なし	D		婚201
34	重箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D	外箱「梅印」	婚103
35	十種香箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚81
36	小簞笥(香簞笥)	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	A		婚79
39	双六盤	蠟色	葵	なし	なし	※2		
40	将棋盤	蠟色	葵	なし	なし	※2	外箱「梅印」	
41	鞍・鐙	梨子地	葵	なし	なし	E		婚38
42	長刀拵	蠟色	葵牡丹	なし	葵牡丹	※2		婚33-1
45	長持	梨子地	葵	なし	葵	D		婚109
46	双六盤	梨子地	葵	なし、葵沃懸地	なし	B	外箱：葵紋、 十二裏菊紋の 金蒔絵	
47	碁盤	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		
48	将棋盤	梨子地	葵	なし	なし	D		

凡例：

- ・作品番号・図録番号は表3・4に基づく。
- ・作品名称のうち「その他道具帳」記載作品は、「菊折枝蒔絵」を省略した。
- ・葵紋は「葵」、抱牡丹紋は「牡丹」と略称した。
- ※1…一部に菊の縁輪の葵紋が含まれる。※2…菊折枝の様式はDに近い。

翻刻 ⑩「御行列御道具帳」

凡例 ゴチック体は朱字を示す。

(内題)

御行列

御道具帳

(貼札)

「嘉永四亥年七月

俊恭院様御行列御道具之類

初御輿より末御茶弁当

御挟箱御蓑棒之箱迄不殘

別帳ニ取調江戸表江戸廻相成候ニ付

御用人衆江戸指遣候事」

安政六未年二月御輿初御輿家并丸印附屬品共

御簾中様御用ニ付差下ス

イ御輿

肥田孫三郎殿談

壹挺

右外廻り御棒共蜀江之蒔絵葵御紋

散シ御内張梨子地御天井間毎ニ金

張付百草之極彩色御金物類減金

御連子葵紋紗ニ而張り御翠簾并

細割紅糸ニ而あみ御縁紅本金紗

御窓覆紺地本金紗御肘懸ケ緋天鷲

絨包

江戸廻

相成

此一ノ

紅糸御金物減金

一 御総角御房

御縁赤地紗本金宝尽シ

六

一 御下座

壹枚

黒搔合塗

一 御輿臺

壹對

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏緋紗綾

一同御油簾 本文御油簾 壹對

内 壹安政三辰年御拂相成候

黒塗搔合

一 御棒箱

壹

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡御紐紅糸

一 御日覆 安政三辰年 御拂相成候

一枚 一通り

花色紗綾葵牡丹両御紋付

一 御油簾

一通り

緋縮緬

一 御内幕「不見」(貼札)

三 盜難

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅紗綾

一 御油簾 安政四巳年二月 江戸表江戸差下

壹枚

同断御金物減金

一 御雨覆

壹

猩々緋裏紅鏡 御前安政三辰年御拂

一 御腰卷内御前壹

御左右後安政四巳年 江戸表江戸差下

黒搔合塗

一 御眷駄一口口出候分敷一通り

黒天鷲絨ニ而包

一 簾 虫入ニ而取捨

一通り

黒搔合塗

一 御輿家損シ一山口ニ見ユ 壺

イ御輿

天五十七

納判六十四番上江組入

右外廻り御棒共梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散シ御金物類減金

御内通り金張付菊之絵極彩色寄

梨子地塗御天井金張付唐草唐

花之絵御連子紫紋紗ニ而張り御翠

簾竹細割本紅糸ニ而あみ御窓覆

紺地錦

紅糸御金物減金

一 御総角御房 六

御縁白綾

一 御下葎 一枚

黒搔合塗

一 御輿臺 壺對

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 同御油簾安政三辰年 壺對

御拂ニ相成

黒搔合塗

一 御棒箱 壺

納判六十四番下江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 御雨覆安政三辰年 壺

御拂相成

猩々緋御裏紅鏡 前々安政三辰年御拂

一 御輿卷内前壺 一通り

左右後

猩々緋葵牡丹両御紋付黒塗寄組仕立御金物

減金唐草毛彫葵御紋付

一 御日覆安政三辰年 壺

御拂

猩々緋御金物減金

一 御張出シ安政三辰年 一通り

御拂

緋縮緬

一 御内幕従前 一通り

盜難

縁紺地錦

一 御内簾 式枚

花色紗綾葵牡丹両御紋付

一 御油簾 一通り

黒搔合塗

一 御眷駄 一通り

黒搔合塗

一 御輿家 壺

山御輿

文久二戌年十二月

壺挺

江戸表江御差下

右外廻り御棒共黒塗御胴廻り猩々緋ニ而

包葵牡丹両御紋白羅紗ニ而差拔御内通

寄黒塗胴板金砂子御連子萌黄紋

紗ニ而張御肘懸黒天鷲絨包御翠

簾竹細割本阿み御縁本金萌黄

紗御金物類減金

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 御日覆安政四年江戸表江
御差下 壺

一 御興卷 一通り 盗難

一 御張出シ 一通り 盗難

同断 一 御雨覆安政三辰年 壺

紫糸御金物減金 御拂相成

一 御給角御房 六ツ

花色紗綾葵牡丹両御紋付 一通り

一 御油簾 一通り

黒塗搔合 一對

一 御輿臺 壺枚

一 御下座 一通り

一 御眷駄 一通り

一 天鷲絨包 一通り

一 簾 一通り

地黒塗蜀江蒔絵葵御紋散御金物類
減金唐草毛彫

一 御茶弁当 一 荷

安政六年二月御小道具共 花色木綿御油簾掛

御簾中様御用差下

肥田孫三郎殿談

葵御紋付

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

一 長形銀御燭風呂 壺

目方御蓋共五百六拾匁

同断安政二卯年 利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

一 角形同断 壺

同断 目方御蓋共三百五匁

唐草毛彫葵御紋付

一 銀御ちろ里 壺

此分巳二月□□ 目方御蓋共九十匁五左衛門六□□
江戸表江差下 黒塗はかま壺ツ添

同断

一 同御天目 壺

安政二卯年 利姫御引移候付江戸表江差下

目方御蓋共五拾匁

蜀江蒔絵葵御紋付

一 御足打 壺

同断

一 角切形御片木 大小式

同断

一 御茶臺御蓋共 壺

同断

一 御四ツ椀 壺組

蜀江蒔絵葵御紋付

一 御平 壺

同断

一 御棗 壺

同断

一 御杓子 壺本

一 御杓子 壺本

一 御油簞 一對

本文御油簞安政三辰年
御拂相成

黒塗

一 御棒 壺本

一 外家 式 黒搔合塗木綿真田附

梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋散

天六十三 御金物銀唐草毛彫納判六十九番上下江組入

口一 御茶弁当 棒共 一荷

安政六未年二月朱丸印御燭風呂初六ヶ条之分

内

御簾中様御用差下

肥田孫三朗殿談

〇一 長形銀御燭風呂 壺(貼札)

目方御蓋共五百六拾匁

〇一 角形同断

壺

目方御蓋共貳百九拾五匁

〔天保十五辰年
正月御小納戸
御渡相成〕

此朱書召返

銀器御道具帳

之内三百目之方相渡
戌四月改

菊折枝彫葵御紋付

一 銀御ちろり 壺

右 銀御さや附

安政二卯年 目方さや蓋共七拾五匁

利姫様御用二付江戸表江

御差下 梨子地菊折枝蒔絵葵御紋付

はかま壺ツ添

一 銀御葉鑑 壺

同断 目方蓋共壺五拾五匁

同□□より申来

〇一 同断 此分安政二年卯十月 壺

御広敷御用人江渡又 三年辰二月十日

目方蓋共百拾五匁 返納品多門へ納

安政二卯年 □□□□

利姫様御引移御用二付壺

江戸表江御差下

目方輪共貳拾五匁

〇一 同断 壺

但柄八木二而出来目方輪共貳拾五匁

〇一 銀御銚子 壺

唐草毛彫葵御紋付

目方蓋共百五匁

〇一 菊折枝彫葵御紋付

銀御天目 壺

目方蓋共四拾五匁

是合末十四ヶ条請取候節合無之

天六十三 白陶器

一 御天目 式

六十九番江 葵御紋付朱蓋壺枚添

組入 葵御紋染付

一 御茶碗 式

竹之模様

一 御小盃 壺

春慶塗葵御紋付

一 御茶碗入小箱 壺

真鍮

一 底取り 壺

同

一 灰押 壺

安政三卯年 利姫様御引移御用二付

江戸表江御差下

天六十三 同断 御茶釜 壺

組入 白木箱入

一 御茶杓 御筒共 貳本

内象牙 壹本

竹 壹本

梨子地菊折枝蒔絵葵御紋付

天六十三一 御棗 貳

納判 同断 壹

六十九番一 御茶臺 壹

組入 同断葵牡丹両御紋付 壹

一 御天目 壹

同断葵御紋付 御蓋共

一 御高茶臺 壹

同断葵牡丹両御紋付 壹

一 御茶箱 壹

真鍮 大小ノ方壺膳 貳膳

一 御火箸 貳膳

猩々緋葵牡丹両御紋付 一通り

一 御油簞 一通り

黒塗 本文御油簞安政三辰年 壹本

一 御棒 御拂相成 壹本

木綿袋入 壹本

一 御茶傘 壹本

黒木綿袋入

此黒木綿袋之儀嘉永三戌年 三月十六日御数寄屋方相渡ス

葵牡丹両御紋付

一 絹御桐油 此御桐油木綿袋共嘉永三戌 三月十六日 一通り

黒木綿袋入 御数寄屋方相渡ス

一 外家 貳 黒搔合塗木綿真田付

地黒塗唐草模様葵御紋散

御金物類減金

八一 御茶弁当 一荷

明治六西四月調売立 花色木綿御油簞掛

外家 壹 黒搔合塗木綿真田附

黒塗 壹本

一 御棒 壹本

一 外家 壹 黒搔合塗

溜塗朱葵御紋付 一荷

一 御水弁当 一荷

五右衛門殿御覧

花色木綿御油簞掛 天保十五辰年 六月御廣敷江 相渡ス

黒塗鉄金物附 壹對

一 志やうき 壹對

黒塗 壹本

一 御棒 壹本

黒塗葵御紋付 一荷

一一 御荷弁当 一荷

明治六三月売立真鍮鍵壺ツ附

内御拂相成候事

黒塗内朱葵御紋付 本二

御懸盤 二膳

同 御碗 五ツ組

同 御平 壹組

同 御平 大小 貳

同	御坪	同	式
同	御腰高	同	式
同	御吸物椀	同	四
同	御飯鉢	御臺附	壺
同	御杓子	箱入	壺本
同	御箸	同	壺膳
同	御盃	惣朱御紋付	式枚
同	御湯当	同	壺
同	御露物入	御ふた附	角 式
同	御吸筒	同	壺
同	御重	三ツ組	壺組
同	御切溜	角	式
同	御通ひ膳	同	五枚
同	御貝杓子	柄黒塗	壺本
同	御杓子	同	壺
同	御茶碗	御蓋付	式
同	御鱈皿	同	式枚
同	御煎物皿	同	式枚
同	御小皿	同	式枚

鉄御銚子	壺
此三ヶ条引分	御蓋銀葵御紋付唐草彫小
同節御拂	唐銅御鍋
御蓋黒掻合塗朱葵御紋付	式枚
鉄五徳	壺
萌黄羅紗葵御紋付	同
御油簞	壺對
本文御油簞安政三辰年	同
御拂相成	同
御棒	壺本
梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋付御金物銀	同
唐草毛彫両御紋付	同
木一	御挾箱
壺對	同
天五十八	納判六十五番上下被組入
花色木綿御油簞掛	片シハ無
猩々緋葵牡丹両御紋付	一通り
一	御油簞
本文御油簞安政三辰年	御拂相成
本紅糸打	同
一	御紐
本文御對箱紐片シ分万延一對内殘	元甲年建中寺本堂御両面
円鏡附総角御取繕御用相成候事	同
一	御棒
一	外家
式	黒搔合塗
一對	同
梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋付御金物銀	同
唐草毛彫両御紋付	同
へ一	御蓑箱
壺□	（貼札）「△」
天五十九	納判六十六番江組入
猩々緋葵牡丹両御紋付	同

△一 御油簞 一通り

本文御油簞安政三辰年
御拂相成

本紅糸打

△一 御紐 一通り

一 御棒 壹本

外家 壹 黒搔合塗

同断御切羽継合

ト一 御長刀 一振 (貼札)「△」

天六十二 同断六十八番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 本文御袋裏解 安政三辰年御拂二相成 壹

本紅糸打房付

一 御紐 壹

一 外家 壹 黒搔合塗

文久二年戊九月

道姫様 豊姫様御間飾御用三相成候付

御広敷御用人江御渡切三相成

御長刀 御紐 外家
右御長刀御紐外家共慶応二卯年二月十二日御広敷御用人大相成
甚左衛門より手紙を以差戻三相成候事

葵牡丹両御紋付御柄梨子地菊折枝蒔絵両御紋散

御金物銀唐草彫

天六十四 一 御緋傘 貳本

納判七十番上下江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 貳

本文御袋裏斗
安政三辰年御拂二相成

本紅糸

一 御紐

真鍮栓付

貳

同断

天六十五 一 御雨傘 壹本

同断七十一番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 本文御袋安政三辰年 壹

本紅糸 御拂二相成

一 御紐 但表猩々緋慶応元年 壹
前御簾中様御茶弁当御油簞用
御用ひ相成候

一 外家 壹 黒搔合塗

葵牡丹両御紋付御柄蜀江蒔絵葵御紋散シ

御金物減金唐草彫

一 御緋傘 壹本

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

一 御紐 一通り

一 外家 壹 黒搔合塗

本紅糸

一 御紐

一通り

一 外家 壺 黒搔合塗

□龍門朱葵御紋付并二ツ引印付安政六未年

新御殿御引移御用

一 四半御纏

壺本

竿共

同断黒三而丁子丸印三ツ付

又一 同断

壺本

朱葵牡丹両御紋付并二ツ引印附

一 御纏高張提灯 壺張

竿共

請取候節より無之

同断黒三而丁子丸印壺ツ付

一 同断

壺張

朱葵御紋并黒三而二ツ引印付

一 同断安政六未年 壺張

新御殿御引移御用被成

御茶弁当

ル

一 御挟箱 棒之箱 壺

御蓑箱 黒搔合塗木綿真田附

朱塗牡丹両御紋付

一 御雨具入御半長持壺棹

嘉永元年申八月

本文長持本文御長持留書付合御修復ニ相成

是合以下請取候節より無之

金葵牡丹両御紋付紗綾

一 御輿桐油

三枚

同

一 御挟箱桐油

式對分

一 御蓑箱桐油

式枚

一 御茶弁当桐油

式荷分

同

一 御輿臺桐油

二對分

同

一 御緋傘 桐油

三勺

一 御雨傘

同

一 御輿之棒桐油

三通り

同

一 御水弁当桐油

壺荷分

一 葵牡丹両御紋付

一 御荷弁当桐油

壺荷分

同

一 御長持桐油大小

八

翻刻2 ⑪「御道具帳」

凡例 ゴチック体は朱字を示す。

(内題)

御道具帳

(貼札)

「嘉永四亥年七月

俊恭院様此御道具之部

初御守掛より末褌子張御障子

屏風迄不残書拔江戸表江

御廻ニ相成候事

但有合之分」

沓番御長持入

沓 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀葵御紋付唐草彫

改 一 御守掛

沓 浅黄木綿御油簾掛

天七ノ三 納判五十二号江組入

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

式
同断

同断御金物銀葵牡丹両御紋付唐草彫

一 御厨子棚 沓 同断

天沓 納判沓番江組入

外家沓 真搔合塗鉄金物附

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

三 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散内張赤地金入銀覆輪

鍔銀牡丹御紋毛彫御敷紙

一 拾式御手箱 沓 浅黄木綿御和巾包

天十七上 納判十八番江組入

内 御鏡沓面安政二卯年

利姫様御引移り御用江戸表江差下

丸御鏡家人 式面 同絹和巾包

内沓面有

御敷紙 内△沓面

丸御香合 式 同断

三ツ御櫛 拾式具御畳紙包

角御香合 八 浅黄絹御和巾包

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

四
同断

葵牡丹両御紋散

一 御火取香炉

沓 浅黄木絹御和巾包

天六

銀御伏籠添

此目式拾沓又六分

同断六番江組入

外家沓 同断

五

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鍔牡丹御紋毛彫御敷紙

一 大御文箱 沓 浅黄木絹御和巾包

天十八 納判二十号江組入

外家壺

天貳

一 御黒棚

壺 浅黄木綿御油簞掛

納判二番江組入

真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

外家 壺 真搔合鉄金物附

同断 六

一 小御文箱

壺 同断

同断 九

葵牡丹両御紋散銀鍍牡丹御紋毛彫御敷紙

天十九

同断 二十一号江組入

外家壺 同断

同断 九番江組入

内 十四番

三ツ御櫛 拾壺具御畳紙包

同断 七

葵牡丹両御紋散

二ツ御櫛 壺具 同断

一 御硯箱

壺 同断

御櫛拂 壺對御畳紙包

天十七下

同断 十九号江組入

内

御硯箱

壺

銀御水入 臺座共 壺

此目八匁三分ヨハク

十 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鍍牡丹御紋毛彫御敷紙

御墨 御墨敷共

壺 挺

御筆 壺對浅黄絹御和巾包

御差刀 壺本浅黄絹御和巾包

御錐 壺本同断

御墨挾 壺 同断

外家壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

同断 十一

一 御元結箱

壺 同断

天三十六 同三十九号江組入

内

繪御元結 壺通 御畳紙包

同断 八

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀両御紋唐草毛彫

外家沓 同断

十二
同断

一 御渡金箱 沓 浅黄木綿御和巾包

天卅九 同四十二号江組入

内

△銀御渡金 沓枚御畳紙包

此目八拾八匁 御渡金斗安政二卯
利姫様御引移り御用江戸表江差下

御歯黒筆 沓對同断

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

十三
梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鋳牡丹御紋毛彫御敷紙

一 御歯黒箱 沓 浅黄木綿御和巾包

天三十八 納判四十一番江組入

内

御附子箱 式 浅黄絹御和巾包

△銀御志ようす 式 同断

此目三拾三匁 御上水斗安政二卯年
利姫様御引移り御用差下

同御歯黒差 沓 同断

此目三拾八匁ツヨク

外家沓 同断

十四
梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御書棚 沓 浅黄木綿御油筆懸

天三 納判三番江組入

外箱沓 真搔合塗鉄金物付

十五
同断

葵御紋附御金物銀葵御紋附

一 御拂髪箱 沓 同断御和巾包

天十五 同断十五番江組入

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

十六
同断

葵牡丹両御紋附銀鋳牡丹御紋毛彫御敷紙

一 御眉作箱 沓 同断

天三十五 同三十八番江組入

内

御眉墨香合 式 浅黄絹御和巾包

御眉はき 式對

大女郎 式對 御畳紙包

小女郎 式對

御紅筆 式對

御真筆 式對

御白粉筆 式對 御畳紙包

御真立 沓本

御真はつし 沓本

御髪撫 沓本

御際置 壺本 同断

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

十七 梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附銀鋳葵御紋毛彫御敷紙

一 御畳紙箱 壺 浅黄木綿御和巾包

天三十七 納判四十番江組入

外家壺 同断

十八 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御角盥御椀共 壺通浅黄木綿御和巾包

天五十三 納判五十七番江組入

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

十九 同断 葵牡丹両御紋散

一 御毛垂箱 壺 同断

天三十三 同断三十六番江組入

内

御毛垂 式對

柄金入包

外家壺 同断

廿

同断 葵御紋付

一 御爪取箱 壺 同断

天三十四 同断三十七番江組入

内

御爪取 五對浅黄絹御和巾包

御金物銀

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿壺 梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付

一 御爪取盥 壺 浅黄木綿御和巾包

天四十二 納判四十五番江組入

外家壺 同断

廿二 同断 葵御紋散銀葵御紋御金物御敷紙

一 御旅櫛箱 壺 同断

天三十 同断三十三号江組入

内

丸御鏡家入 壺面 浅黄絹御和巾包

御敷紙

打御鏡立 壺 同断

御油桶御柄杓共 式 同断

御白粉箱 壺 同断

御附子箱 壺 同断

御鉢 壺挺 御畳紙包

御白粉解 壺 浅黄絹御和中包

銀御化粧水入 壺 同断
此目貳拾四匁貳分

御真襟墨入 貳 同断

二重組御毛垂箱壺 同断

三ツ御櫛 壺具御畳紙包

銀御鬢水入 壺
此目拾八匁貳分

同御齒黒差 壺 同断

此目三拾四匁

同御渡金 御畳紙包

此目五拾九匁

同御しやうす 貳 同断

此目四拾匁貳分

御毛抜 壺挺 同断

御櫛拂 壺 同断

御毛垂 壺對 浅黄絹御和中包

御爪取 壺對 同断

御髪撫 壺本

御白粉筆 壺對

御真筆 壺對

御紅粉筆 壺對

御齒黒筆 壺對

御眉はき 壺對 御畳紙包

御引出入御硯石壺

銀御水入 壺
此目拾壹匁四分

御差刀 壺本 浅黄絹御和中包

御錐 壺本 同断

御筆 壺對 同断

御墨 壺挺

猩々緋御墨敷

外家 壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿三
梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附銀鋳葵御紋御敷紙

一 御小櫛箱 壺 浅黄木綿御和中包

天三十一
納判二十四番江組入

内

御油桶御柄杓共 壺 浅黄絹御和中包

御鬢水入 壺 同断

御櫛拂 壺對御畳紙包

御髪撫 壺本

御際立 壺本

御真はつし 壺本

三ツ御櫛 壺具同断

外家 壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿四
同断

一 御櫛文庫 壺 浅黄木綿御和中包

天三十貳
同断三十五番江組入

外家 壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿五

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付

一

御手水盥

沓 浅黄木綿御和巾包

天五十五

納判五十九号江組入

外家沓同断

廿六

同断

葵牡丹両御紋散御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御手拭掛

沓 同断御油簾懸

天五十四

同五十八番江組入

銀御手拭挟 沓

此目拾四匁式分ヨハク

外家沓同断

廿七

同断

葵御紋付銀鉾葵御紋付

一 御上指箱

沓 同断御和巾

天五十

同五十三号江組入

外家沓

同断

廿八

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附御金物銀

一 御乳請

沓 浅黄木綿御和巾包

天四十三

納判四十六番江組入

外家沓

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿九

同断

葵御紋附銀鉾葵御紋御敷紙

一 御昆布箱

沓 同断

安政二卯年
利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

外家沓 同断

三十

同断

葵牡丹両御紋付銀鉾牡丹御紋御敷紙

一 大御角赤

同断

天十六

納判十六番上下江組入

外家沓 同断

三十一

同断

葵御紋付銀鉾葵御紋付御敷紙

一 御水引箱

沓 同断

御量紙式

安政二卯年

利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

外家沓

三十二上二箱

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付

一 御薫物壺臺共

沓通 浅黄木綿御和巾包

天七ノ沓

納判七番上下江組入

御壺紅紐懸り

内家沓 蠟色塗葵牡丹両御紋付銀鷄目萌黄

真田附

外家式 真搔合塗煮黒目鷄目木綿真田付

三十三
同断

葵御紋付

一 御十種香盤 壺通 同断

鷄目銀

天十三

納判十三番江組入

内

競馬板式枚 浅黄絹御和巾包

競馬人形臺共式 同断

紅葉作り花六枚證抛之木共

桜作り花五枚

矢屏風矢共拾本

白旗六本赤旗六本御畳紙包

金銀魔 式拾

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

三十四

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御沈割 壺通 浅黄木綿御和巾包

安政二卯年
利姫御引移御用ニ付御差下

御沈割盤 壺

御鋸 壺挺

御鑿 壺挺

御沈きり 壺挺

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

御槌 壺本

内家 壺 黒塗葵御紋付銀減金

葵御紋附

外家 壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

三十五

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付

一 御香炉箱 壺 浅黄木綿御和巾包

天十一
納判十一番江組入

内

カケコ
御香盆 壺枚 浅黄絹御和巾包

御香炉 式

内張銀

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

三十六

同断 銀鷄目

安政二卯年
利姫御引移御用江戸表江差下

△一 銀廻り御香炉臺共 壺 浅黄木綿御和巾包

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

三十七

同断

同断銀鋌葵御紋付

一 御匂ひ箱 壺 同断

天五

納判五番江組入

内

カケコ

御香盆 壺枚

御提臺 壺 浅黄絹御和巾包

御金物銀

重御香合 壺 同断

御空薰入 壺 同断

御香炉 壺 同断

銀御伏籠付 此目拾貳匁七分

銀御灰押 壺

同御香箸 壺

同御銀葉挟 壺 同断

三番

是より 外家壺 真搔合塗煮黒目礬目

木綿真田付

三十八上二箱

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋附

一 御香臺

壺 浅黄木綿御油簾掛

天廿三 納判二十五番上下江組入

唐銅鶴

天廿貳

御香炉 壺

外家貳 真搔合塗木綿真田付壺

溜塗同断壺

三十九

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御薄板 壺 浅黄木綿御和巾包

安政二卯年 利姫様御引移御用ニ付御差下

外家壺 真搔合塗木綿真田附

四十

同断 葵牡丹両御紋付御金物銀牡丹御紋付

一 御見臺 壺脚 同断

天廿九 納判三十二号へ組入

外家壺 同断

四十一

同断 葵御紋付御金物銀甲板金入紋天鷲絨包

一 御寄掛 壺

天四十九 納判五十二号江組入

外家壺 同断

四十二

梨子地 葵牡丹両御紋付南天獏之蒔絵

一 御祝枕 壺對浅黄木綿御和巾包

天五十一 納判五十四番江組入

外家壺 真搔合塗木綿真田附

四十三

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付御金物銀両御紋唐草毛彫

一 御衣桁 壺組浅黄木綿袋入

天六十 同断六十七番江組入

外家壺同断

四十四
同断
葵御紋付御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御袋棚 沓 浅黄木綿御油簾掛

天四
納判四番江組入

外家沓同断

四十五
葵牡丹両御紋付御敷紙

一 御鼻紙箱 沓 浅黄木綿御和中包

天四十一
納判四十四番江組入

外家沓 溜塗木綿真田附

四十六
梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付

一 御茶碗臺蓋共五浅黄木綿御和中包

天廿七
同断三十番江組入 内蓋沓小キス

外家沓 真搔合塗木綿真田付

四十七
同断

△一 御臺子 沓飾 浅黄木綿袋入

安政二卯年
利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

右御臺子附

葵御紋付

○唐銅御水翻 浅黄木綿御和中筒 沓箱

○印五品

弘化四未年四月

維字心院様合

同 ○同御蓋置 同断

御貸渡
同断 沓箱

申四月廿九日
同断 ○同御水差 同断

同唐草彫
銀御釜 同断 沓箱

此目八百九拾目

葵御紋附
○唐銅御風炉 浅黄木綿御和中包 沓箱

外家五 溜塗木綿真田付四

木地塗同断沓

四十八
梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御丸盆 式 鬱金木綿袋入

天廿七合併
納判 三十番江合併組入

四十九
梨子地葵御紋附紗綾紋蒔絵

一 御棗 五 浅黄絹御和中包

此五个葵印ニテ
夫々被下 葵印五十二番江組入

外家沓 溜塗木綿真田付

是合五番

五十
梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鋳牡丹御紋附

一 御薬通ひ箱 式 同断

内沓ツ納判四十七番江組入

内家式 内沓ツ 浅黄木綿御和中包

但蠟色塗牡丹御紋付御金物銀真鍮鍵

沓ツ安政二卯年 式ツ付

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

利姫様御引移御用ニ付差下

外家式 溜塗木綿真田付

五十一

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋附

一 平御煙草盆 沓面 浅黄木綿御和巾包

天四十七 納判 五十番江組入

内

銀御火入 沓 浅黄絹御和巾包

此目八拾三匁

同御灰吹 沓 同断

此目貳拾九匁

同御させる沓對同断

此目らうとも貳拾匁

御煙草箱 沓 同断

外家沓 真搔合塗木綿真田付

五十二

同断

一 御瓶子

沓對浅黄木綿袋入

天四十六 納判 四十九番江組入

外家沓 同断

五十三

同断

葵御紋付

一 御炭斗 沓 浅黄木綿御和巾包

天四十八 同断 五十番江組入

外家沓 真搔合塗木綿真田附

五十四

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵銀減金御敷紙

一 御櫛臺 沓通浅黄木綿御和巾包

文久二戌年御広敷へ渡

内

御毛垂箱 沓浅黄絹御和巾包

但御毛垂柄鞘斗四ツ

御元結箱 沓 同断

御白粉箱 沓 同断

御白粉解 沓 同断

御附子箱 沓 同断

御油桶 沓 同断

御化粧水入沓 同断

銀御髪水入沓 同断

此目三拾五匁

三ツ御櫛 沓具御畳紙包

大女郎 沓對

小女郎 沓對

御紅筆 沓對

御白粉筆 沓對

御櫛拂 沓本御畳紙包

御髮撫 沓本

御際置 沓本

御真立 沓本

御鉢 沓挺御畳紙包

御鏡立 沓 浅黄木綿御和巾包

御鏡家人 貳面 同断

但柄金入包御敷紙

外家四 溜塗木綿真田付

五十五

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵御金物葵御紋減金

一 長御かし箱 沓 浅黄木綿御和巾包

御畳紙 沓 安政二卯年
利姫御引移御用ニ付江戸表江
差下

外家沓 溜塗木綿真田附

五十六

一 御耳監臺輪共沓 同断

文久二戌
御広敷江渡

御嗽木椀蓋共沓 浅黄絹御和巾包

御片木 沓枚同断

外家沓 同断

五十七

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵

沓

△一 御楊枝箱 式 浅黄木綿御和巾包

葵印 安政二卯年沓ツ
利姫御引移御用ニ付

葵印 四十六番江組入
江戸表江御差下

御畳紙 式

外家沓 溜塗木綿真田付

五十八

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵御金物減金御敷紙

一 御昆布箱 沓 浅黄木綿御和巾包

葵印四十七番江組入 葵印ニ福島屋善助へ被下トアリ

外家沓 同断

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

五十九

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付鷄目銀内張赤地錦

一 御貝桶 沓對浅黄木綿御油簞掛
猩々緋御油簞式

天五十六上下 納判六十三番上下江組入

本文御油簞裏斗 本文表猩々緋慶応元年
安政三辰年御拂 前御簾中様御茶弁当

外家式

真搔合塗木綿四ツ打紐付
御油簞ニ御用ひ相成候

御貝三百八拾三 猩々緋御貝敷共

外家沓 同断萌黄真田付

六十 上下

同断

葵御紋散

一 御碁盤 沓面 紫絹御油簞掛

東天三 同断六十一番組入

御碁筒沓對 紫絹御和巾懸

石 白 百七拾九 石斗安政二卯年

明治六年東京廻り 黒 百八拾 利姫様御引移御用ニ付
江戸表江御差下

外家式 真搔合塗木綿真田付

六十一

梨子地菊折枝蒔絵

東天三 葵御紋散 納判六十番組入

一 御将碁盤 沓面 紫絹御油簞掛

明治六年東京廻り △御駒并箱共 駒斗安政二卯年

利姫様御引移御用江戸表江
差下

外家沓 同断

木綿真田付

六十二

同断

東天三

一 御双六盤

沓面 同断

明治六年東京廻り 同断六十二号の組入

石黒 拾五宛 さい式筒入

但御袋赤地錦紅白紐付

此袋斗安政三辰年
利姫様御引移り御用江戸表江御差下

是迄四番入 外家沓 同断

六十三

是迄五番 同断

一 御茶簞筒

沓 浅黄絹御和巾包

天式拾六 納判二十九番の組入

鍵 沓

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

六十四

唐銅

一 御砂物鉢 沓

御砂物鉢斗盜難

黒塗金面取御臺沓添

外家無之

六十五

同

一 御砂物鉢

沓 浅黄木綿御和巾包

外家沓 春慶塗煮黒目鷄目

天保十四卯年五月御廣敷
御膳所江相渡候

六十六

船虫食木地

一 御砂物鉢 沓同断

黒柿岩式添 浅黄木綿御和巾包

外家無之

六十七

黒塗減金御金物付

一 御伏籠 沓 浅黄絹御和巾包

明治六酉四月調売立

外家沓 春慶塗木綿真田付

六十八

金砂子塗梅蒔絵

一 御冠棚 沓 浅黄絹御油簞掛

納判百五番江組入

雑 天四十六 紅緒房八ツ付

外家沓 春慶塗四分一金物付

六十九

蠟色塗葵牡丹両御紋付御金物減金両御紋付唐草彫

ソ一 御小袖簞筒 式棹

明治三年十二月
釣姫様御嫁御用二付
東御屋敷江相廻候

御用相成

七十

春慶塗葵御紋付

一 御長持 六棹 内沓黒塗

銘々御道具入

七十巻

(貼札)

ツ一 綆子張御障子屏風 式双 壹「壬申御拂」

寄組菱形 内一双中疵之方

外家式 真搔合塗

内壹双

地四百五十五 納判四十一番江組入

屏風

金鯨叢書 第四十五輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

平成三十年 三月 三十日 編集
平成三十年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇 誠

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一

徳川林政史研究所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七

徳川美術館
電話(935)六二六二番(代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二

印刷所
株式会社 同朋舎
電話(361)九二二番(代)